

地域経済統合の深化と問題点

〈ステイグリッツの統一通貨ユーロへの批判〉

漆 畑 春 彦

はじめに

I. 拡大する地域経済統合と欧州連合

1. 拡大する地域経済統合
2. 欧州連合の統合深度

II. 欧州統一通貨「ユーロ」の誕生まで

1. 欧州通貨協力の背景
 2. 経済・通貨同盟
 3. 通貨統合段階への移行
 4. 欧州中央銀行制度と金融政策
- III. ステイグリッツの経済学

1. 情報の非対称性に関する研究
2. IMFグローバル戦略への批判

IV. ステイグリッツのユーロ批判

1. ユーロ擁護派の認識のズレ

2. 富裕国・貧困国の格差拡大

3. 異なる国に同じ政策を適用することの弊害

4. 自国通貨を持たないことの意味〈欧州先進

国が抱える「原罪問題」〉

5. ユーロは自由主義経済の産物である

6. ステイグリッツの提案

7. 「最適通貨圏の理論」から見たユーロの適
格性

おわりに

〈経済統合において政治と経済は両立するか〉

はじめに

「地域経済統合 (Economic Integration)」は、近隣国同士又は地域横断的に複数国の経済分野を統合し、共通の経済政策によって運営することを意図して形成された経済共同体のことである。そのいくつかは、関税その他の貿易障壁、貿易に係る規制、投資や人の移動の制限の緩和・撤廃により、域内の市場経済の統合を見据えている。統合によって形成される「自由貿易地域 (Free Trade Agreement: FTA)」は、二〇二〇年六月現在、世界ベースの件数は三六六件(前年同期三一四件)に達している。⁽¹⁾ FTAは、一九九〇年代まで特定地域内での経済関係を強化する手段として活用されてきたが、二〇〇〇年代からは、グローバルな経済システムの一端を担う地域横断的なものが増えている。現在、最大の FTA は欧州連合 (European Union: EU) であり、二七ヶ国が加盟している。

欧州大陸のフランス、ドイツは、両国の国境付近の鉱山資源の領有をめぐり長く対立してきた。良質な石炭や鉄鉱石を産出し工業地帯として重要だったドイツ・ザール地方は、両国が戦争を起こすたびに、フランスが領有しドイツが編入するといった不安定な地域だった。フランスのアルザス・ロレーヌ地方は、豊かな農産物、良質な鉄鉱石・石炭の産地であり、両国により一、〇〇〇年にわたり争奪戦が繰り返された。両国国境付近の領有、資源をめぐる両国の対立が、間接的には第一次世界大戦を世界規模に拡大させた要因ともなった。第二次世界大戦終結後には、両国が対立したままでは欧州の平和と繁栄は達成できないという認識が、地域ナショナリズムとともに高まった。

一九五〇年、フランス外相ロベール・シューマンは、フランスの実業家・政治家のジャン・オメール・マリ・ガブリエル・モネ(ジャン・モネ、一八八八―一九七九年)の提案を受け入れ、フランスとドイツによる石炭・鉄鋼の共

同管理を行うことを宣言した。宣言を受け、一九五一年のパリ条約調印を経て欧州石炭鉄鋼同盟 (European Coal and Steel Community: ECSC) が設立された。これが欧州統合の第一歩となった。一九五七年には、ローマ条約に基づき、フランス、ドイツをはじめ六ヶ国が、一層緊密な同盟関係を築くため、ECCSCを発展させる形で欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) を発足させた。

EECとそれを引き継ぐ欧州共同体 (European Community: EC、一九六七年設立) 時代にかけて、関税同盟 (一九六八年、モノの移動の自由の保障)、シェンゲン協定 (一九八五年、ヒトの移動の自由の保障) が締結されるなど、経済統合に向けた作業が進んだ。一九九二年七月には、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) が調印され、翌年一月にはEUが発足した。同条約では、統一通貨「ユーロ (Euro)」の創設が決定され、欧州全体の経済活動を振興し、政治・社会的な結束を強めて一層緊密な同盟に向かう意思が表明された。

欧州統一通貨ユーロについては、導入前から学界、経済界、政界の擁護派、反対派に別れ、議論が交わされてきた。ユーロ擁護派は、欧州統合によって世界に対する欧州の発言権と影響力を高めようとするれば、米国同様統一通貨を持つ必要があると主張したが、当時からその効果に懐疑的な見方が学界、経済界には存在した。二〇〇一年にノーベル経済学賞を受賞した米コロンビア大学教授のジョゼフ・ユージン・スティグリッツ (一九四三年-) は、その著書「ユーロから始まる世界経済の大崩壊 (The Euro and its threat to the future of Europe)」の中で、欧州統合の慎重な取り組みとは対照的に、「統一通貨への移行は失敗だった」と断じている。ユーロ楽観論に一石を投じ、ユーロ崩壊による世界経済の混乱を警告したのである。

スティグリッツは、「ニュー・ケインジアン」の代表格として各国で知名度は高く、その発言は学界や政策関係者から常に注目されている。彼の主張で有名なのは、「(アダム・スミスが唱えた)『神の見えざる手』など存在しない」

というものである。スミス以来の古典派経済学が唱えた自由放任主義経済システム、自由な市場が全てを解決するという考え方を否定し、市場には適切な規制と適時の政府介入が必要とした。自由放任主義の下で展開されたグローバリゼーションや「富の集中」に対する批判でも知られ、各国政府への経済アドバイザーとしても活躍している。米国人である彼がユーロや欧州統合の行く末を懸念したのは、グローバル化のなかでEUの存在感が米国に比肩するようになる、その経済的成果や政治的安定が世界中の人々にとり重要な問題となり得るからである。

一九七〇年代後半、戦後欧米経済学界で主流だったケインズ経済学は、米国におけるスタグフレーションの発生とそれへの対応の不十分さから急速に影をひそめ、代わって自由放任主義経済学が息を吹き返した。英国、米国という二大大国で新自由主義政権（サッチャー政権、レーガン政権）が誕生し先進他国もそれに倣うとともに、一九九〇年代初頭に旧ソビエト連邦が崩壊して東欧諸国が自由主義国に転じた。こうした流れが、以後四〇年近くにわたり、自由放任主義経済学による学界及び経済政策の支配を許すことになった。二〇〇七年から二〇〇八年にかけて米国で起こった金融危機（サブプライム危機、リーマンショック）に伴い、行き過ぎた自由放任主義は見直され、ケインズ主義が復活すると、ステイグリッツは、同じくノーベル賞受賞者であるニューヨーク市立大学のポール・ロビン・クルーグマン（一九五三年〜）らとともに、ケインズ主義経済学を受け継ぐ現代経済学界の先導者と目されるようになった。

EUは加盟国数や地域的広がり、域内人口で世界最大の地域経済統合であり、「超国家共同体」として見た場合、米国に近い存在感を持つようになってきている。関税同盟によって、加盟国の産業界は有利な貿易条件を享受してきた。EU法やシェンゲン協定によって域内の人の移動も自由化した。さらに一九九四年の資本移動の自由化に続き、一九九九年には統一通貨ユーロの導入が加わったわけである。EUは、モノ、ヒト、カネの自由化という点で、北米

自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement: NAFTA) をはじめとする他の主要な地域経済統合よりもはるかに統合の深度は高い。擁護派が唱えるように理論的には、ユーロは欧州全体の一体感を強め経済活動を振興し、政治・社会的な結束を高めて一層緊密な同盟に向かう有効な手段、であるはずだった。しかし、ステイグリッツは、このユーロこそが、EUの健全な発展を妨げる最大要因のひとつと断言して憚らないのである。

本稿では、ステイグリッツがその主著のひとつで行った指摘等を参考に、統一通貨ユーロの功罪を踏まえて、地域経済統合においてどこまで統合度合いを深めるべきか (加盟国はどこまでルールや政策を共有すべきか)、加盟国や世界経済の利益に適う経済統合の深化のあり方、について考えてみたい。

I. 拡大する地域経済統合と欧州連合

1. 拡大する地域経済統合

第二次世界大戦後、自由貿易主義の下で国際貿易は順調に拡大してきた。ブレトンウッズ体制^②の下で一九四七年に締結された「関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)」と一九五五年からそれを発展的に引き継いだ世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) を中心に、自由貿易の原則は維持されてきた。これが戦後の国際貿易拡大に大きく貢献した。GATT及びWTOに一貫して流れる方針は、①自由貿易の確保 (輸出入に対する制限の禁止)、②関税率の引下げと要約することができる^③。

その一方、一九五〇年代に入り、加盟国数の増加、交渉分野の多様化によって、機動的な交渉や合意形成が困難となる局面が見られるようになった。その結果、一九九〇年代から複数の国・地域間で自由貿易協定 (FTA) や経済

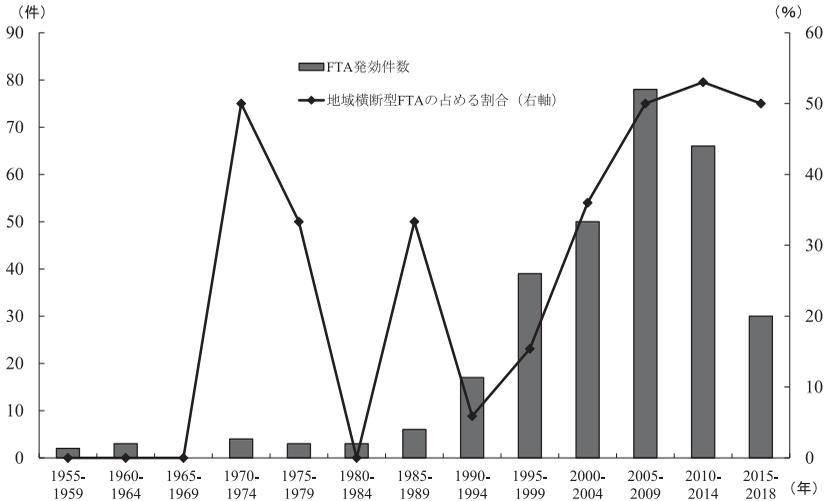
連携協定 (Economic Partnership Agreement: EPA) を結ぶ地域経済統合の動きが高まった。こうした意味での自由貿易主義の綻びは次第に大きくなったのである。

FTAは、ある国や地域の間限定する形で、輸出入品に係る関税障壁を取り払い、物品やサービスの貿易を自由に行えることを目的とした協定である。EPAは、FTAの内容を基本としながら、貿易自由化だけでなく、人(労働力)の移動、投資、知的財産のルール作りなど、より広範囲な経済分野を対象とした協定である。特定国間で関税障壁を撤廃するFTAやEPAは、「全ての国を無差別に扱う」という、GATT及びWTOの無差別原則(最恵国待遇及び内国民待遇)に反するが、もともとGATTは一定条件の下で無差別原則の例外として、FTAを認めていた(GATT第二四条)。FTAやEPAを形成することは、市場の拡大、競争促進と経済活性化を加盟国にもたらすことになる一方、経済ブロック化を招き自由貿易を阻害する可能性がある。また、異なる取決めをしたFTAが多数存在する場合は、貿易に係る手続きが煩雑になるといった問題が生じ得る。そうした事態が顕在化しない限りでの例外としてである。

現在三五〇を超えるFTAの規模や地域的広がり様々である。FTAは、一九九〇年代までは域内加盟国の経済関係を強化する手段として活用されてきたが、二〇〇〇年代に入り、地域横断的にFTAが締結される傾向が強まった。締結年代別にみると、地域横断型のFTAの比率は二〇〇〇年代後半にかけて急増、その後も高水準で推移している(図表1)。

現在まで発効している地域経済統合のうち、域内人口が二億人を超えるものは、欧州連合(EU)のほか、北米自由貿易協定(NAFTA)、中南米の南米南部共同市場(Mercado Común del Sur: MERCOSUR)、東南アジアの東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations: ASEAN)、そして、環太平洋パートナーシップ協定(Trans-

図表1 世界のFTAの年代別・地域別発効件数（EPAを含む・2018年6月末まで）



注) 「2015—2018年」は2015年1月から2018年6月までの数値。
 (出所) 日本貿易振興機構 (JETRO) 「ジェトロ世界貿易投資報告2018年版」より筆者作成

Pacific Partnership Agreement: TPP) の5つである (図表2)。

このうちTPPは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなくサービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で二一世紀型のルールを構築する経済連携協定である。二〇一六年二月に米国、日本を含む一二ヶ国^⑤による協定に向けて署名が行われたが、二〇一七年一月の米国の離脱表明を受け協議が行われた結果、二〇一八年三月に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)」がチリで署名された。TPP11協定は、二〇一八年二月にまず六ヶ国で発効し、ベトナムなどが順次参加して現在に至っている。今年二月には、英国が加入を申請、六月にその加入交渉の開始が決定されたところである^⑥。

そして現在、世界最大級の地域経済統合「東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive

図表2 主要な地域経済統合の概要と統合の深度（発効年順）

	発効年	加盟国 (ヶ国)	人口 (億人)	GDP (10億ドル)	1人当り GDP (ドル)	貿易額 (輸出入) (10億ドル)	ベラ・バラッ サ理論に基づ く統合段階 (統合の深 化度合い)
東南アジア諸国 連合 (ASEAN)	1967年	10	6.23	2,478	3,976	2,551	Stage1
欧州連合 (EU)	1993年	28	5.08	18,460	36,317	11,820	Stage3-4
北米自由貿易協定 (NAFTA)	1994年	3	4.79	20,488	42,703	5,786	Stage1
南米共同市場 (MERCOSUR)	1995年	6	2.96	3,518	11,854	802	Stage2
環太平洋パート ナーシップ協定 (TPP)	2018年	12	5.1	11,200	21,960	2,900 (輸出)	Stage1
日本		-	1.27	4,601	36,194	1,502	-

注) 数値は2018年のもの
(出所) 外務省資料より筆者作成

Economic Partnership Agreement: RCEP)」が形成されようとしている。二〇二二年一月の構想宣言から交渉が進められ、日本を含む一五ヶ国がRCEP協定に署名した。二〇二二年一月一日に正式に発効する予定とされている。一五ヶ国合計の域内人口は二二・七億人(二〇一九年・世界全体の約三割)、GDP二五・八兆ドル(二〇一九年・世界全体の約三割)、輸出総額五・五兆ドル(二〇一九年・世界全体の約三割)に達する。RCEPによって、アジアが主導する形で世界の通商戦略が大きく変わる可能性がある。

経済統合の拡大について懸念されるのは、そもそも論としての自由貿易の原則との関連である。現在地域経済統合は、単に特定地域の協調というレベルを超えて地域横断的に拡大している。RCEPのように大型化も進んでいる。しかし、あくまで地域経済統合はGATT自由貿易規定の例外として認められたものである。それが広がり巨大化する時、果たして自由貿易の原則は世界レベルで維持されるのだろうか。地域経済統合の広がりには新たな経済ブロック化を生み、ある国が複数の大規模な経済統合に横断的に参加しようとする場合、その国の経済活動

が煩雑になる可能性も否定できない。グローバル化時代において、地域経済統合の拡大は必然ではあるが、それは慎重さと自由貿易主義との周到な調整が求められている。

2. 欧州連合の統合深度

一九六二年、米ジョンズ・ホプキンス大学のベラ・アレキサンダー・バラッサ（一九二八～一九九一年）は、その著書「地域経済統合の理論 (The Theory of Economic Integration)」で、地域経済統合の段階を次に示す五段階に分類した。「ベラ・バラッサの地域経済統合理論」によれば、その統合の深化度合いは、次に示す五段階に分類することができる。⁽⁸⁾

第一段階：自由貿易協定・地域 (Stage 1: free-trade area)

・ 加盟国間で関税その他の貿易障壁を撤廃する一方、加盟国以外（域外）の非加盟国に対しては共通関税を設けず、加盟各国が各々独自の関税率を設定する。物品やサービス貿易の拡大だけではなく、人や投資の拡大なども目指すものである。

第二段階：関税同盟 (Stage 2: customs union)

・ 域内貿易に関する関税障壁の撤廃に加え、非加盟国からの輸入に対し共通関税を設ける。

第三段階：共同市場 (Stage 3: common market)

・ 域内での貿易上の制限の撤廃だけでなく、加盟国間の労働力（職業資格の相互認証）・資本などの生産要素の移動の制限も撤廃する。域外に対しては共通関税を設ける。

第四段階：経済同盟 (Stage 4: economic union)

・域内での関税撤廃、域外に対しては共通関税を設ける（共通市場を基礎とする）。域内の労働力・資本の移動を自由化することに加え、共通通貨や共通の金融政策の導入、その他経済政策の調整を加盟国間で実施する。

第五段階：完全な経済統合 (Stage 5: complete economic integration)

・金融政策、財政政策、社会政策を統一することに加え、政治的統合も視野に入れた統合の段階。二〇二一年八月末時点で、この段階に達した地域経済統合は存在していない。

一九九三年発効のマーストリヒト条約によって成立したEUは、NAFTA、ASEANといった世界の主要な地域経済統合に比べても、その統合度合いははるかに高い、制度的に深化した経済統合体である。EUでは、欧州連合運営条約第四五条において、域内における労働者の自由な就労が認められている⁹⁾。同条約は、EU市民権保持者であれば他のEU加盟国で就労することを保障するとともに、国籍に基づく労働条件等の差別を禁止している。一九九九年には域内統一通貨ユーロが誕生し、二〇〇二年から域内での流通が開始された。他の経済統合は、バラッサによる分類の第一段階から第二段階のレベルにとどまっているが、全てのEU加盟国ではないにせよ、第三段階の人の就労の自由、第四段階の統一通貨の導入まで統合が進み、金融・財政、農業、産業、通商といった分野で共通政策が導入・実施されている。EUの統合深度は、第三段階の共同市場と第四段階の経済同盟の中間、見方によってはやや第四段階寄りの位置にあるといつてよいだろう。

最も深化した地域経済統合であるEUは、果たして経済的な成功を収めたのか。少なくとも一九九二年にEUが誕生してから現在まで、中国や米国など先進他国と比べても、EU諸国が際立って成長したとはいえない。冒頭で述べ

たように、ステイグリッツによれば、EU経済発展の妨げとなっているのが、欧州統合の中核にある「統一通貨ユーロ」である。ユーロの何が問題なのだろうか。まずは、欧州における通貨統合までの過程を整理するところから始めたい。

Ⅱ. 欧州統一通貨「ユーロ」の誕生まで

1. 欧州通貨協力の背景

基軸通貨国を中心に主要国の為替相場安定を図るための制度を国際通貨制度という。一九世紀に成立した国際金本位制以降の為替相場の安定、二度の世界大戦や世界恐慌による崩壊と再構築を経て、国際通貨制度は整備されてきた。第二次大戦後、米国主導でIMF固定相場制(Fixed Exchange Rate System)が形成され、世界は為替相場の安定を享受することになった。しかし、一九六〇年代末、米国が自国本位の政策に転換したことから、国際金融市場は混乱期に入った。一九七一年八月、ニクソン大統領の新経済政策によって固定相場制は崩壊、同年二月の-smithsonian協定で緩やかな固定相場制に復帰したが短期間で崩壊し、一九七三年、主要国は変動相場制に移行した。

変動相場制の下では、国力の差が通貨価値に顕著に表れる。米国はグローバルな国家というイメージがあるが、もともと経済開放度(GDPに占める輸出入額の割合)が低く、為替相場変動の国内経済への影響は、伝統的に欧州諸国のおおよそ三分の一度程度と小さい¹⁰⁾。広大な国土、現在でも三億人を超える人口を擁する国内は、多くの米企業にとって最優先の市場である。また、伝統的に国際基軸通貨米ドルに準拠して為替政策を行う国が多く、相場が変動しても

他国が追随することで、実効為替相場の変動は大きくならない。そのために、伝統的に米国は為替相場安定に配慮しない傾向が強かった。ドルは、日本の円、旧西ドイツのマルクなど主要通貨に対し、大きく変動した。例えば、ドルの対円相場を見ると、一九七〇年代から一九九〇年代まで乱高下を繰り返し、その度に欧州通貨の安定は脅かされた。¹¹⁾

欧州各国は通貨安定の模索を続け、将来の通貨統合を見据えて一九七〇年代から通貨協力に取り組んできた。それは、ドル相場の不安定性に対する自衛策として始まった。EU加盟国は、米国や日本と比べ経済的に小国が多く、国内市場が小さいために経済開放度は総じて大きい。為替相場の不安定性が国際取引での利益を損ない、国内経済が混乱するリスクを常に孕んでいた。特にドルの下落期には欧州通貨の相場は強弱二分化し、それが欧州経済に経済状況の不均衡と困難をもたらしていた。弱い通貨国は為替介入の必要から外貨準備を失い、金融引き締め策から景気は後退した。それでも、一九七〇年代に自国優先のスタンスを貫いた米国は、EU諸国がドル相場の安定化を要請しても応じなかった(ビナイン・ネグレクト、「優雅なる無視」政策)。「ドルからの自立」は、一九七〇年代から欧州の悲願となった。

2. 経済・通貨同盟

EU諸国は、域内の為替相場安定のために為替相場同盟を結成し、一九七二年に域内固定相場制(method of parity gold・パリテイ・グリッド方式)を導入した。これは、欧州通貨制度の為替相場を維持するための方法のひとつで、例えば二国間の通貨変動幅が上下二・二五%を超えた場合(為替変動幅は最大四・五%となる)、両国の中央銀行が外国為替市場に介入して変動幅の調整を図るものである。¹²⁾各国通貨相互に為替平価(為替相場変動の中心になる相場)を定め、多通貨の間に為替平価の格子(grid)ができることからその名がついた(図表3)。EU加盟国は平等であ

図表3 パリティ・グリッドの格子表(1979年3月)

通貨単位(CU)		DM100 =…CU	FB100 =…CU	DKr100 =…CU	FF100 =…CU	Irish £ 100 =…CU	L1, 000 =…CU	FL100 =…CU
西ドイツ	U	-	6. 508	36. 235	44. 285	3. 875	2. 322	94. 375
ドイツマルク	M	-	6. 36277	35. 4313	43. 2995	3. 78886	2. 18668	92. 2767
DM2. 51064	L	-	6. 221	34. 645	42. 335	3. 705	2. 059	90. 225
ベルギー	U	1, 607. 40	-	569. 50	696. 00	60. 9020	36. 490	1, 483. 25
ベルギーフラン	M	1, 571. 64	-	556. 85	680. 51	59. 5471	34. 3668	1, 450. 26
FB39. 4582	L	1, 536. 65	-	544. 45	665. 375	58. 2225	36. 490	1, 418. 00
デンマーク	U	288. 660	18. 3665	-	124. 985	10. 9365	6. 553	266. 365
デンマーククローネ	M	282. 237	17. 9581	-	122. 207	10. 6935	6. 1716	260. 439
DKr7. 08592	L	275. 960	17. 5585	-	119. 49	10. 4555	5. 813	254. 645
フランス	U	236. 21	15. 0290	83. 69	-	8. 9495	5. 3620	217. 96
フレンチフラン	M	230. 95	14. 6948	81. 8286	-	8. 75034	5. 05013	213. 113
FF5. 79831	L	225. 81	17. 5585	80. 01	-	8. 5555	4. 7560	208. 38
アイルランド	U	26. 9937	1. 71755	9. 56424	11. 6881	-	0. 612801	24. 9089
アイルランドポンド	M	26. 3932	1. 67934	9. 35147	11. 4281	-	0. 577135	24. 3548
Irish£0. 662638	L	25. 8060	1. 64198	9. 14343	11. 1739	-	0. 543545	23. 8130
イタリア	U	48, 557. 6	3, 089. 61	17, 204. 5	21, 025. 2	1, 839. 78	-	44, 807. 4
イタリアリラ	M	45, 731. 4	2, 909. 79	16, 203. 3	19, 801. 5	1, 732. 70	-	42, 199. 5
L1, 148. 15	L	43, 069. 8	2, 740. 44	15, 260. 5	18, 649. 0	1, 631. 85	-	39, 743. 4
オランダ	U	110. 835	7. 0520	39. 27	47. 99	4. 1995	2. 516	-
オランダギルダー	M	108. 370	6. 89531	38. 3967	46. 9235	4. 10597	2. 36970	-
FL2. 72077	L	105. 960	6. 7420	37. 5425	45. 88	4. 0145	2. 23175	-

注) “U” は為替相場の上限レート (sale)、“M” は2国間の中心レート (mean value)、“L” は為替相場の下限レート (purchase)

(出所) Monthly Report of the Deutsche Bundesbank, Mar. 1979, p.14、田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第5版」有斐閣アルマ 2011年10月、110頁

ることが建前であり、いずれかの国の通貨を基軸通貨に使うことはできないことから、このような方式がとられたのである。

一九七〇年末から域内通貨の変動幅縮小を計画していたEU(当時はEC)は、一九七二年四月、加盟六カ国通貨間の変動幅を基準相場の上下各一・二五%、計二・二五%とする縮小変動幅の取決めを実施した。複数の国が相互間では固定為替相場制(調整可能な釘付け相場制)をとりながら、他国通貨に対しては全体として変動為替相場制を採る共同フロート制は、なおも続いたドルの不安定への対応策として機能した。この制度は、以後一九九九年にユーロが導入されるまで続くことになった。¹³⁾

一九七〇年代初めのドル不安定への対抗と通貨協力の一層の推進に向け、EUは一段上の対策を講じようとした。一九七〇年に公表されたヴェルナー報告書 (Werner Report)¹⁴ は、経済政策を各国¹⁵ ごとでなくEU (EEC) レベルで推進することを提案した。同報告書は、経済統合を通貨統合によって推進するとの立場をとっており、一九七一年、同報告の経済・通貨同盟決議¹⁵ が採択されると、経済・通貨同盟 (Economic and Monetary Union: EMU)¹⁶ が発足した。これは、IMF固定相場制を前提にEEC六ヶ国 (フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク) の為替変動幅を段階的に縮小し、一〇年後に為替変動幅をゼロとする通貨統合計画を含んでいた。為替変動幅の縮小作業は一九七一年六月から実施する予定であったが、同年五月に西ドイツが単独フロート制に移行し、計画は冒頭から挫折することになった。¹⁷

初期の通貨統合計画は挫折したものの、ドルは相変わらず不安定だったため、加盟各国は為替相場協力を続行した。一九七二年四月、バーゼル協定が締結され、EEC六ヶ国は「スネーク制」を導入した。これは、加盟国の為替相場を相互に上下二・二五%の変動範囲内で管理する為替制度をいう。欧州初の国際通貨協定の試みであり、ヴェルナー報告が提案した為替相場変動を減少させるための協調の具現化措置であった。¹⁸ 「トンネルの中のヘビ (Snake in the tunnel)」という別称があったが、参加通貨が一定幅内で時間とともに変動する態様が、あたかもトンネルの中を進む蛇に似ていたからである。

一九七三年に米国が完全な変動相場制に移行して米ドルが完全自由に変動するようになると、為替変動の上下限としての「トンネル」は維持できなくなった。それでも「トンネルなしのスネーク」は継続されることとなり、一九七六年の通貨危機後、西ドイツと同国への経済依存度の高い衛星国からなる、事実上のドイツマルク圏 (ミニスネーク) となり、EUの制度からは独立して運用されることになった。¹⁹

スネーク制から離脱した英国やイタリアは、一九七五年から翌年にかけて為替投機に見舞われ、売り浴びせによって為替相場が暴落すると、買い支え資金の増大による外貨準備の枯渇とリセッションに陥った。両国ともインフレによる国際競争力の低下を為替相場の切下げで回避しようとしたが、投機筋から売り浴びせを受けて、国際通貨基金（IMF）に支援を求めざるを得ない事態となった。フランスもフラン危機に金融引き締め策で対抗したために、市中金利は上昇し不況となった。また、英国、フランス、イタリアの経済不調に伴い、西ドイツの輸出は減退し、一九七七年に同国の景気も後退した。上記のような欧州通貨危機を原因とする各国のリセッションに直面した欧州では、「欧州各国の通貨的分裂が経済危機を招いた」との認識が広がり、各国が再び通貨協力で結集する動きとなった。

一九七八年一二月、フランスのヴァレリー・ジスカールデスタン大統領、ドイツのヘルムート・シュミット首相が牽引する形で、ブリュッセル首脳会議において「欧州通貨制度（European Monetary System: EMS）」の創設が決定された。EMSは、ヴェルナー報告書で明示されたEMUを最終的な目標とする安定通貨圏として、一九七九年三月にEU八ヶ国でスタートすることになった。EMSの主な柱としては、為替変動の幅を調整する仕組みである欧州為替相場メカニズム（European Exchange Rate Mechanism: ERM）の創設、ユーロ導入（一九九九年）の準備過程としての通貨バスケット方式による欧州通貨単位（European Currency Unit: ECU）²¹の導入（一九八一年）、決済手段としてのECUの使用、欧州通貨協力基金（European Monetary Cooperation Fund: EMCF）の貸付制度の拡充などがあげられる。

一九七九年の景気回復と同年末に起こった第二次石油危機に伴い、EMS加盟国間の物価上昇率格差は大きくなり、±二・二五%の為替変動幅の維持が困難となったことから、中心レート（為替平価）の調整が実施された²²。この時期のEMSは弾力的に運営され、頻繁に為替平価を変更するクローリング・ペッグ制をとっていたが、一九八一年五月

に成立したミッテラン政権の政策によって、中心レート調整の頻度は減少し、E M Sは安定期を迎えることになった。ミッテラン社会党政権は、当初政府介入を伴うケインズ主義政策を採用したため、緊縮財政政策をとった他加盟国との間で中心レートを調整する必要があった。政府介入しても失業は減らず経常収支赤字も拡大したため、同政権の経済政策は失敗に終わったが、それでもミッテラン大統領はE M S残留を決め、今度は徹底した緊縮財政政策に転じた。²⁴ 金融政策では、西ドイツ流のマネーサプライ・ターゲット方式により物価安定を追求した。その効果は徐々に出て、E M S加盟国間の物価上昇率の格差も縮小した。一九八八年、フランスがE M S中心レートの変更を行わないことを宣言すると、他国もそれに追従することになった。²⁵

一九八八年六月、EUは市場統合の一環として資本移動の自由化を決定、一九九四年までに加盟国は自由化に踏み切った。²⁶ E M Sは求心力を発揮し、一九九〇年代初めには北欧三ヶ国を含む欧州為替相場安定圏が形成された。加盟国のうち物価安定の主要国と周辺国にはインフレ格差が残ったが、それでもE M Sが安定したのは、域外からの資本流入があったためである。折からの市場統合景気と為替安定を背景に、高金利のEU周辺国や北欧諸国に大量の資本が流入したことが、経常収支の赤字を減少させ、為替相場の安定を促進したのだった。

しかし、この安定状況は一九九〇年代初頭のドイツ統一によりもろくも崩れることになる。旧東独支援（失業手当の支給や社会資本整備）のため、旧西独は当時のG D Pの五%に及ぶ巨額の財政赤字を数年間にわたり毎年計上した。この財政支出は新たな生産を喚起するものではなく、ドイツはインフレ圧力に直面、これへの対抗策として、ドイツ連邦銀行は高金利政策を実施した。ドイツの高金利政策はE M S加盟国全体の金利水準を上方に押し上げ（加盟国の金利水準の序列でドイツは最低水準であり、他国金利水準はそれに連動して上下する）、結果的に各国経済を深刻な不況に導いた。

一九九二年から一九九三年の欧州通貨危機は、欧州経済政策や欧州通貨の不安定期に起こっている。デンマークの国民投票でマーストリヒト条約の批准が否決され、EMUの先行きに不透明感が生じたことやドイツ統一に伴う財政負担とインフレ圧力からドイツが高金利政策を維持し続けたこと等を背景に、一九九二年九月に投機筋によって独マルクが買われ、他の弱い通貨（特に英ポンドと伊リラ）が売り込まれることで、五年九カ月ぶりにERMの中心相場の再調整（伊リラの三・五%切り下げ、その他通貨の三・五%切り上げ）に追い込まれた。その際、英国とイタリアがERMから離脱、スペイン・ペセタの中心レートが五%切り下げられた（第一次欧州通貨危機²⁷）。さらに一九九三年七月、EU圏の経済停滞が深刻化する中で、ドイツが公定歩合の引き下げを見送ったことから通貨危機が再発し、八月頭にERMの変動幅が従来の上各二・二五%（スペイン・ペセタとポルトガル・エスクードは同六%）から一挙に一五%（独マルクとオランダ・ギルダーは除く）へと拡大された第二次欧州通貨危機が起こったのである。

欧州通貨危機の再発は、通貨統合の必要性をEUに痛感させた。通貨協力というレベルで各通貨の為替相場の調整や安定を図っても、異通貨間の為替相場が残る限り危機は繰り返される。通貨統合を早期に実現させ、加盟国間の為替変動リスクを排除することが、最終的かつ唯一の安定確保の道と広く認識されることになったのである。

3. 通貨統合段階への移行

各国が通貨安定に向けた通貨協力を進めるなか、一九八八年二月、フランス政府は通貨統合構想を公表した。ドイツ政府は当該構想を承諾し、一九八八年六月にはジャック・ドロールEC委員会委員長を座長に通貨統合の進め方を研究する委員会（ドロール委員会）を設置した。EC二ヶ国の中央銀行総裁、学者、実務家をメンバーとする委員会は、一九八九年四月、「経済・通貨同盟に関する委員会報告（ドロール委員会報告）」を公表した。同年六月、欧州

理事会は当該報告を承認し、それをベースに中央銀行総裁会議は詳細な欧州中央銀行法案を作成した。同法案は各国の批准を得て、マーストリヒト条約とともに一九九三年一月に発効した。²⁸ 欧州中央銀行 (European Central Bank: ECB) の創設などEMU実現に向けての作業は、マーストリヒト条約に沿って進められた。

一九九九年一月一日、ユーロが非現金形態で導入され (銀行口座振替により使用)、銀行間取引や金融政策ではユーロの使用が義務付けられ、為替相場はユーロ建てのみが立つことになった。²⁹ 二〇〇二年一月一日からはユーロ現金が流通開始となり、銀行の預金口座は一斉にユーロ建てに転換された。³¹ 各国通貨は回収され、二〇〇二年三月にユーロの専一流通となった。ユーロ加盟国は当初一ヶ国だったが、二〇〇〇年代にかけてユーロ加盟国は拡大し、二〇二二年一月現在、一九ヶ国がユーロを法定通貨としている。³² ユーロ未加盟国の通貨とユーロとの為替相場安定のため、EUはERM IIを創設した。ERM IIは、ユーロ基軸通貨制の為替相場同盟であり、参加国は対ユーロ中心レートを定め、固定為替相場制をとっている。

ユーロ加盟の条件 (収斂基準) は、①物価の安定 (最もインフレ率の低い三ヶ国の平均インフレ率から一・五%ポイントを超えないこと、その状態を一年間以上維持すること)、②低金利 (少なくとも過去一年間は、最もインフレ率の低い三ヶ国の長期金利平均から二%以上変動しないこと)、③為替相場の安定 (少なくとも過去二年間は自国通貨の切り下げを行うことなく、ERMの標準変動率を遵守すること)、④健全財政 (財政収支赤字を対GDP比で三%以内、公的債務残高を同六〇%以下に留めること) の四つで、これらを満たして加盟を許される。ユーロで一元化された金融政策では対応しきれない物価、金利、為替の収斂は、通貨統合には必須とされた。³⁴ 加盟国に健全財政が求められたのは、放漫財政の国に対し金融市場が不信心を持ってば、ユーロ相場が混乱しECBの金融政策が阻害されかねないからである。後段で紹介するように、ステイグリッツはこれをユーロの負の外部性 (ユーロの溢出効果) と見

なしているが、その外部性を抑え込むために加盟国の健全財政、ユーロの信認維持が極めて重視された。

一九九〇年代前半、ドイツ、フランスなどの大国と周辺の小国ではインフレ格差はなお大きく、半ばになっても是正されなかった。それでも両国に次ぐ大国であるイタリアやスペインなどでは、労使合意による実質賃金の抑制、財政赤字削減のための年金改革、国有企業の民営化が進み、物価、金利は安定、財政赤字は順調に減少していった。³⁵一九九〇年代後半のアジア、ロシア通貨危機の際にも、市場は欧州通貨統合への環境が整いつつあると判断し、EMSで為替投機は行われることはなかった。通貨統合への展望が開けEMSが安定するなか、一九九八年五月にはまず一ヶ国のユーロ加盟が決まり、イタリア、ベルギーといった財政赤字が基準未達だった国も、緊縮財政の実施を条件に加盟が許された。ギリシャは当初四条件を十分に満たせず叶わなかったが、二〇〇一年に加盟を果たした。³⁶ただし、二〇〇九年秋に新たに就任したばかりのパレンドゥ首相が同国の財政赤字の実態を明らかにしたことで、かつての条件クリアが実質的な粉飾であったことが表面化、それを機にギリシャ債務危機が起こっている。

マーストリヒト条約案の採択の時点で全ての加盟国が収斂基準を満たしていたわけではなかったために、どの程度厳密に当該基準を解釈すべきかということが議論された。経済合理性に沿い最も厳密に運用すべき通貨の問題においても、統一通貨ユーロが形成され各国が加盟していく過程において政治的配慮が重視され、曖昧さや不透明な部分があった点は否めない。

そもそもユーロは、その成り立ちから、政治的色彩の濃い通貨であった。西ドイツが東西ドイツ統一をEU加盟他国から無条件で承認してもらうのと引き替えにドイツマルクの放棄を約束した結果、ユーロの誕生は保証されたのである。二〇世紀前半、ドイツは二度の世界大戦を引き起こし、欧州をほぼ壊滅状態に陥らせた。特に第二次大戦中のナチス党による悪辣非道な所業の歴史、冷戦中は壁一つ隔てた向こう側で元同胞から常に銃口を向けられていること

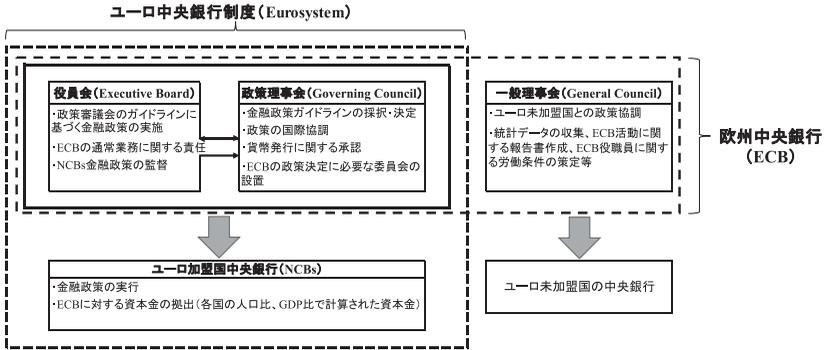
への緊張感から、戦後の西ドイツは謙虚で勤勉な国として発展してきた。しかし、第二次大戦中にドイツの占領下におかれた経験を持つフランスからすれば、東西ドイツ統一後のドイツ共和国の誕生は、かつてのドイツ帝国の再来を想像させ、過去の忌まわしい記憶を呼び起こさせるに十分だった。新生ドイツが謙虚さを失い独善的となる懸念が払拭できない限り、強いドイツマルクを消滅させ、ユーロを介してドイツと結びつくしかないと判断したのである。欧州随一の産業大国の通貨が新通貨に取り込まれるとともに、この時からユーロは、ドイツが他の欧州諸国とともに歩むという「盟約通貨」の意味を持ち合わせていたのである。³⁷⁾

4. 欧州中央銀行制度と金融政策

ユーロを発行し金融政策を行う中央銀行制度、ユーロ中央銀行制度 (Eurosystem) は、上部機関の ECB と下部機関のユーロ加盟国中央銀行 (National Central Banks: NCBs) から構成される。ECB の総裁・副総裁・理事で構成される役員会 (Executive Board) を執行機関、役員とユーロ加盟国の中央銀行総裁からなる政策理事会 (Governing Council) を最高意思決定機関におき、役員会はそこで決定された政策の執行を NCBs に指示し、その活動を監督する。ユーロ中央銀行制度に属する中央銀行とユーロ未加盟国の中央銀行を包摂したシステムが、欧州中央銀行制度 (European System of Central Banks: ESCB) である (図表 4)。³⁸⁾ ESCB の主業務は、①金融政策の決定・実施、②外国為替操作、外国為替市場への介入、③ EU 加盟国の外貨準備の管理・運用、④決済システムの運営である。³⁹⁾

ECB は、単一中央銀行として「物価安定」を政策目標とし、ECB 及び NCBs はともに中央銀行としての独立性を有し活動する (EU や加盟国政府からのいかなる指示も受け入れ、ECB からも求めてはならない)。ECB の政策目標とそれを遂行するための EU 中央銀行法に定められた義務は、政府などが物価安定よりも経済成長、雇用を

図表4 欧州中央銀行制度（E S C B）の全容



(出所) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第5版」有斐閣アルマ 2018年3月、130頁、C V C E資料
https://www.cvce.eu/obj/organisation_and_operation_of_the_european_central_bank-en-933075be-51bc-4547-83c8-e7272775f042.html より筆者作成

重視して指示を出し、結果的に物価の不安定につながることを防止することであり、これは、旧ドイツ連邦銀行の伝統的な考え方を継承したものである^①。

通常一国の中央銀行は、①発券銀行、②銀行の銀行、③政府の銀行という三つの基本機能を担っている。日本銀行を例にとるならば、「銀行の銀行」機能は、市中金融機関との当座預金取引を通じ、各金融機関名義の当座預金口座の受け払い事務を行う機能である。送金に伴う決済など金融機関相互間の金融取引は、金融機関が日本銀行に開設する当座預金の入金・引落しで決済される。「政府の銀行」は、政府預金口座を有し国民の税金や社会保険料を受入れ、公共事業費や年金を当該口座から支払う機能である。これには、国債に関する事務（国債の発行、国債元利金の支払い等）や外国為替市場での為替介入事務なども含まれる。通常の中央銀行は、一国の財政政策の一翼を担っている。しかしECBは、この意味での「政府の銀行」機能は有していない。銀行の銀行、政府の銀行の両機能は、NCBsが自国の民間銀行や政府に対し担っている。ECBはNCBs間の調整・決定を行う役割にあり、ユーロの中央銀行としての機能は、ECBを含むユーロ中央銀行制度全体が連携して行う

ことになる。

ユーロ中央銀行制度は、通常の中央銀行が持つ、市中銀行に対する健全性の監督権限も有さない。資金不足に陥った銀行に対しては、実質的に「最後の貸し手」として行動するものの、その規定も明確ではない。⁴²⁾ ユーロ中央銀行制度は、「国家なき通貨」ユーロを管理するがゆえに、半ば必然的に「責任の曖昧さ」という脆弱性を抱えているのである。時としてこのことが、金融政策における対応の遅れや政策運営への不信を招く要因となることもある。

ユーロ圏の金融政策は、ECB及びNCBsからなるユーロ中央銀行制度を通じた単一政策として行われる。NCBsは、規定の金融政策方針に従い各国内で金融政策を実施する。物価安定が経済成長や雇用増大に寄与するとの見解の下、金融政策の第一義的な目的は、物価安定の維持である。ECBは、物価安定の目的に反さない限りにおいて、経済成長や雇用増大などEUの経済政策を支持することになっている。ここで「物価の安定」とは、統合消費者物価指数 (Harmonised Index of Consumer Prices: HICP) の対前年比 (year-on-year) を「2%未満であるがその近辺 (below but close to 2%)」に抑えることと定義される。⁴³⁾

金融政策は、ECBの政策理事会の策定した指針のもとに、役員会が具体的な指示を作成して各国のNCBsにそれを下すという流れで実施される。NCBsはその指示に基づき、経済動向等を総合判断して、公開市場操作、公定歩合操作、準備預金制度を駆使した金融政策を行うことになる。

Ⅲ. スтейグリッツの経済学

1. 情報の非対称性に関する研究

スティグリッツは、「情報の非対称性」に関する研究が評価され、二〇〇一年ノーベル経済学賞を受賞した。代表的なニューケインジアンとして、アダム・スミス以来の自由放任主義経済学、市場万能の考え方には否定的な立場をとり、市場には適切な規制が必要と主張している。情報の非対称性は、取引する売り手と買い手の情報量の違いが「市場の失敗 (market failure)」をもたらすことである。彼は精緻な研究を通して、情報の非対称性などが存在する限り、市場が万能ではないことを示した。

情報の非対称性はもともと、ジョージ・アサー・アカロフ（一九四〇年、二〇〇一年ノーベル経済学賞受賞）が、一九七〇年の論文「レモンの市場：品質の不確実性と市場メカニズム (The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism)」⁴⁴で取り上げ提示した「レモンの原理」の基盤となった理論である。①売り手の方が買い手よりも商品の質に関して多くの情報を持っている（売り手と買い手の監で情報量に差がある）、つまり異なる経済主体の間に情報の非対称性が存在すると、⁴⁵（ゲーム理論でいうところの）「逆選択」が発生し、市場が成立しなくなる、②こうした望ましくない結果を回避するためには、情報を自発的に開示し、情報の非対称性を解消することが重要である、ことを主張している。逆選択とは、人々はよいものを選んで取引しようとしているのに、結果的には市場からよいものが駆逐されて悪いものばかりが残ってしまうことをいう。

市場原理を重視する古典派、新古典派経済学は、完全競争市場という理想的モデルに基づいて市場分析を行った。市場による資源配分が効率的に行われる完全競争市場の前提条件は、①需要者、供給者とも多数存在し、価格支配力を持たないこと（各主体は、市場で決まった価格を使用し行動するプライステイカーである）、②需要者、供給者とも市場や商品に関する完全な情報を持つこと（個々が持つ情報量に格差がない）、③財が同質で製品差別化が行われていないこと、④参入・退出が自由に行われること、の四つである。こうした前提条件の下、利潤最大化を目指す企

業と利己的に効用最大化を目指す消費者が、与えられた価格の中で各々合理的に判断して動けば、極めて競争的な市場ができると考えたのである。

しかし、ステイグリッツは、そのような完全競争市場はあり得ないと主張する。その最たる理由は、売り手と買い手が持つ情報には必ず非対称性が生じる（上記②の条件が達成できない）からである。情報の非対称性により完全競争市場の前提は崩れ、適切な資源配分はできなくなる。この研究において、ステイグリッツが市場の失敗の事例としてあげたのが、逆選択であった。⁴⁶

例えば、中古車市場において、中古車の質について情報を持つ主体は、売り手又はディーラーである。個々の車の質に関する情報（同じ中古車であっても比較的良質の車か、やはり欠陥車か）を持っている。一方、当該情報を持たない主体は買い手である。ただし、買い手は個々の車の質に関する情報を持たないが、「中古車」という平均的な質に関する情報は持っている。その場合、買い手は中古車市場に出回っている車が欠陥車（レモン）である可能性を考え、需要は安価な車ばかりに集中する。結果として、条件のよい高めの中古車（ビーチ）は中古車市場から排除され、最終的に同市場には安く粗悪な欠陥車しか残らなくなる。さらに、中古車市場では、価格が安くなるほど安全面での不安が高まることから、買い手が見つからないこともあり、それが適切な資源配分を阻害する理由となる。⁴⁷

保険市場でも逆選択は生じ得る。例えば、生命保険会社は、顧客の健康状態に関する情報は有していない。保険会社は知らない対象に対し保険料を高めに設定するわけだが、健康な人は保険加入を敬遠するため、加入者には不健康な人ばかりが集まることになる。また、保険市場で起こる情報の非対称性は、加入者によるモラルハザードを引き起こす可能性がある。例えば、自動車保険加入者が、保険加入したことに安心して規律が緩み安全運転を疎かにしたり、保険金目当てに故意に事故を起こし保険会社に損害を与えるようなことが考えられる。モラルハザードは、モラルの

低下に伴い生じ得る行動規範の緩みのことをいう。

モラルハザードが生じるのは、保険会社が自動車保険加入者の行動を完全にはモニタリングできないからである。加入者の性格や意図について情報を持たず、その事故が不慮のものか故意なのかを識別できない。保険取引後の行動のモニタリングコストが高いため、いずれの場合も同じ扱いにせざるを得ないのである。⁴⁸⁾

情報の非対称性、それに伴い逆選択が生じる限り、市場は万全には機能しない。その意味で、「見えざる手など存在しない」のである。今日様々な分野において格差が拡大しているのは、情報の非対称性のために市場経済が健全に機能しないことが一因としてある。市場が万能でない限り、政府が規制や介入する必要性を認め、格差を解消する政策を実施することが肝要だと、ステイグリッツは主張するのである。

2. IMFグローバル戦略への批判

情報の非対称性の経済学のほかに、ステイグリッツは、米国が先導したグローバル化の責任を追及したことで有名である。彼の名著(翻訳書)の一つ、「世界を不幸にしたグローバルイズムの正体 (*Globalization and its discontents*)」は、「米国の横暴によって、グローバル化が世界の人々の貧困を拡大させた」と主張している。先進国主導の国際貿易ルールの下でグローバルに自由競争が行われれば、経済劣位にある発展途上国は確実に不利な立場に立たされ、南北格差が拡大することは必至である。国際通貨基金(IMF)が途上国に対し提言した「ワシントン・コンセンサス (*Washington Consensus*)」は、そうした先進国の行動の根柢となった理論である。これは、経済危機に陥った発展途上国に対し、貿易・投資の自由化、規制緩和と民営化、小さな政府などの自由主義に則った政策を、危機からの救済と引き換えに勧告するものである。⁴⁹⁾

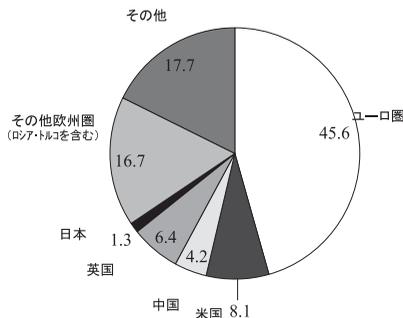
危機から救済されるとはいえ、途上国にとって自由主義政策は決して望ましいものではなかった。それを受け入れた途端、途上国は米国の手のひらに乗せられ、踊らされることになった。まず、「小さな政府」政策によって不況時に柔軟な財政政策を行うことを制限され、景気回復は困難となった²⁰⁾。景気回復の途を自由貿易に求めても、米国が旗を振るグローバリゼーションの下では、途上国は強国のなすがままに利用されるだけである。ワシントン・コンセンサスは、危機からの救済と引き換えに、実質的に途上国を自らの方針に従属させる米国の世界戦略といっても過言ではない。IMFや世界銀行はその前線として機能した。一九九七年のアジア通貨危機では、IMFが介入して無理な自由化を迫り、タイ経済が混乱に陥った²¹⁾。

スティグリッツは、IMFによる途上国への自由主義政策の押し付けを批判するとともに、グローバリゼーションがもたらす富裕国と貧困国という格差拡大、貧困国を中心とする環境破壊について警鐘を鳴らしている。環境対策としては、スティグリッツは炭素税を戦略的に導入することを提唱している。炭素税が先進国で導入されれば、環境対策予算の増加、環境破壊の減少が見込める²²⁾。また、先進国がグローバルにマネーゲームを展開し、途上国経済を翻弄するのであれば、金融取引税を課すことによつて途上国に経済的賠償を保証できる可能性についても言及している。

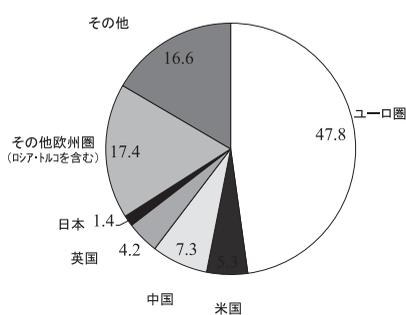
スティグリッツの批判に従えば、ワシントン・コンセンサスは、途上国への自由主義の押し売りの手段として使われたのであり、弱肉強食の自由競争に途上国を巻き込んでそこから利益を吸い上げる、形を変えた新たな植民地政策だったといえなくもない²³⁾。スティグリッツは、グローバリゼーション自体を否定しているのではない。米政府の代理機関であるIMFの横暴さを止し、歪んだグローバル経済を本来の目的に適った状態に戻すことが肝要であり、それに伴う代償は先進国が負担すべきだと主張しているのである。

図表5 ユーロ圏の輸出入相手国・地域の国・地域別割合(2019年・%)

①輸出相手国



②輸入相手国



(出所) 経済産業省「通商白書2020年版」、63頁より筆者作成

ユーロ擁護派によれば、ユーロという統一通貨の導入により、それまで共同体内部に存在していた為替相場リスクが消え、当該リスクをヘッジするために企業が負担するコストが低減することで、ユーロ圏内の経済取引や経済協力が拡大することが可能となる。域内の貿易取引の拡大はそのまま欧州の経済成長の原動力となり得る。さらにユーロによって、圏内諸国の商品サービスの価格差が解消され、企業間の競争促進、インフレ率の低下とともに消費者にも利益をもたらすことになる。二〇一九年には、ユーロ圏の輸出相手国の四五・六%、輸入相手国の四七・八%をユーロ圏諸国が占めている。欧州企業は、関税同盟や統一通貨で拡大する域内貿易によって、膨大な利益を享受する立場にある(図表5)。

しかし、ステイグリッツは、「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」の中で、統一通貨ユーロに対し、数々の批判を展開している。本章では、本書に示される見解に若干の補足をを行いながら、ステイグリッツのいう「ユーロの問題点」について明らかにしたい。

IV. スティグリッツのユーロ批判

1. ユーロ擁護派の認識のズレ

ユーロ擁護派が統一通貨ユーロの導入を推し進めた理由には、経済的効果のみならず、欧州が統合により一体化し発言権と影響力を持つためには、米国や日本などと同様に単一の共通通貨を持つ必要があるという考え方があった。しかし、例えば米国と欧州の状況は大きく異なる。米国各州は経済・産業規模、産業構造、人口の多寡に隔たりがあり、富の偏在も見られるが、少なくとも言語と政治制度を共有している。他方、欧州諸国の言語、民族や文化の壁は厚く、EUの政治制度は統一感が希薄という意味で弱体である⁵⁴。米国では辺境の州であつても、州民は自らを米国人と意識しているが、欧州では概ね富裕国の欧州への帰属意識は希薄であり、当事国としての主体性（カントリー・オーナーシップ）にも乏しい⁵⁵。フランス人や英国人は、多くの場合自らを「欧州人」と名乗ることはなく、あくまで自らはフランス人、英国人なのである。

ユーロ擁護派のもう一つの主張は、経済統合のメリットに係る伝統的な議論、経済統合によって市場が拡大すれば、生産者が享受する規模の経済性（生産規模が大きくなるにつれ、製品の単位当たりコストが減少する）、比較優位性（各々の国が他国より得意な分野に特化すれば、全体としての効率性が向上する）が働き、結果的に生活水準が向上するというものである⁵⁶。これらは、一八世紀から一九世紀にかけて、英国のアダム・スミスとデイビッド・リカードが唱えた理論だが、当時の経済学を現代にあてはめれば、当然ながら不具合が生じる。今日、関税や貿易障壁は十分に低く、それ以上に障壁を低くすることのメリットは、収穫通減の法則により相対的に小さくなるだろう。実際EU域内では、関税同盟により商品やサービス、EU法により労働力の移動の自由が認められている。資本移動の自由も、EU法（EUの機能に関する条約第六三条等）によって保障されている。統一通貨導入に伴い、経済統合がより強固になれば欧州全体の生活水準の向上につながるとユーロ擁護派は主張したが、モノ、ヒト、カネが自由化された状況

で、統一通貨は生活水準向上の必須条件ではなく、そのメリットは必ずしも大きくはないはずである。

2. 富裕国・貧困国の格差拡大

欧州統一通貨ユーロは、一九九九年一月に導入され、二〇〇二年一月より流通が開始された。ユーロは、当初の期待通りに欧州内の資本偏在の解消に貢献した。資本は、ドイツ、フランスなど富裕国からスペイン、ポルトガル、ギリシャなど周辺諸国に流入し、当該諸国は低金利で潤沢な資金調達が可能となり、経済も急速に成長した。ユーロ導入当初においては、それが目指した通りの各国経済の収斂、格差是正効果は確かに存在した。しかし、その効果は持続せず、資本は周辺国から富裕国に再び逆戻りし、周辺諸国の信用は低下、不況と財政悪化に陥ったのであった。⁵⁷⁾市場が周辺国の経常赤字や財政赤字は持続不能と気づき、投資資金は引き上げられたが、それに伴い不動産バブルが萎むや周辺諸国は相次いで危機に陥った。投資資金は、消費と不動産投資、財政赤字のファイナンスに向けられたに過ぎず、周辺諸国の生産性向上に使われることは少なかった。

資本ばかりでなく人材も（より条件のよい就職先を求めて）富裕国に移動すると、富裕国は豊富な資金に加え優秀な人材を活用して、経済的な優位性を確立するに至った。⁵⁸⁾結果的には、ユーロ導入後の欧州は、富裕国と貧困国、豊かで発展する北部と貧しい南部という明確な格差、対立と分断を生んだ。ユーロは圏内の弱い国をより弱くし、強い国をより強くしただけだった、とステイグリッツはいう。

加盟国間だけでなく、一国内部での格差も拡大した。ユーロ圏周辺国の経済成長は行き詰まり、各国政府が緊縮財政政策を実施した結果、賃金引下げ圧力によって収入は減少、低所得者層、中間層が大きな打撃を受けた。欧州の成長を加速し、富と社会的流動性を増加させるというユーロの目的は、当初の予定とは逆の影響をもたらし、各国で難

民排斥を主張する極右政党の台頭を促した。

ユーロは期待された経済の収斂ではなく、「拡散型の悪影響」を及ぼしたが、ユーロ圏でとられた政策も状況のさらなる悪化をもたらした。欧州諸国にはもともと大国と小国、強国と弱国という格差は存在したが、欧州統合が進んでも強い国が弱い国を責める思考様式、「ユーロ首脳が現況を引き起こした責任を弱い国になすりつけ、それを責める精神構造」があった。⁽⁵⁹⁾ 例えば、二〇一一年のギリシャ危機、その後のユーロ危機の際には、ドイツが設定した、改革の断行、債務の削減、社会保障・年金・医療制度の全面的見直しというプログラムが提示された。危機当事国（ポルトガル、アイルランド、スペイン、ギリシャ、キプロスなど）がプログラムを受け入れたのは、それが問題の解決に有効だと考えたからではなく、拒否すれば「ユーロからの追放を含む受け入れがたい結果」がもたらされるからだった。

ギリシャ危機がその後のユーロ危機につながったという筋書きは、ドイツなど強国が同国の財政赤字と債務をほぼ全ての原因と断じたことにより作られたものである。しかし、二〇一一年当時財政黒字を計上し累積債務の対GDP比が低かったスペイン、アイルランドも、ユーロ危機の災禍に見舞われた。財政赤字と債務が危機を引き起こしたという見解は、妥当ではなかったのである。ギリシャ経済は、少数の富裕な資本家（寡頭資本家）が経済・産業を支配し、歴代政府は放漫な財政運営を行う一方で、零細企業中心の諸国の中でも徴税体制は不備が多かった。⁽⁶⁰⁾ そうした状況にもかかわらず、EU加盟やユーロ参加が認められたこと、それを強国が受け入れたことこそがそもそもの問題だったのである。⁽⁶¹⁾

ユーロ危機の当事諸国は、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）、欧州委員会の三頭制（トロイカ体制）が設定したプログラムにも応えなくてはならなかった。歳出削減と構造改革（賃金や商品価格の低下、効率性向上に

向けた経済の再編)を内容とするプログラムは、単に危機当事国の改革を求めるだけでなく、「事実上、援助と引き換えに経済主権の大部分を加盟国仲間に譲り渡せと要求」するものであり、危機当事国に貸与された資金には厳格な条件が付けられていた。⁽⁶²⁾ その条件は融資返済とは直接関係はなく、ドイツをはじめユーロ圏諸国の財務大臣が、強権的に危機当事国の経済活動を彼らの方針の枠にはめ込むためのものだった。加盟国がユーロ圏にとどまるためには、各国民の雇用、企業活動、そして共同体を守ることもよりも、財政赤字と累積債務を一定水準以下に抑え込むことが優先されるようになったのである。

しかし、それが危機当事国の経済収縮をもたらし、貸し付けた資金の回収を滞らせる結果となった。当該諸国の経済は停滞し国民の所得が減り、不平等が拡大した。GDPが危機前の水準に回復したのは唯一アイルランドのみであり、危機当事国が迅速に成長軌道に戻るという「トロイカ体制」の想定は、ことごとく的外れに終わったのである。

3. 異なる国に同じ政策を適用することの弊害

EUは、公共的な意思決定、公共政策については、可能な限り下位の行政体(各国政府)に権力と責任を持たせ、各国が担いきれない部分をEUが担う「補完原則」を採用している。ある国・地域特有の環境に関わる政策決定は、超国家機関(EU)でなく、当該地域の共同体下で行った方が適切に行われるが、一つの国の行動は、「溢出効果」を通じて他の国・地域にも影響を与えうる。その場合、上位の行政体(超国家機関のEU)が何らかの調整や行動に乗り出す必要がある。ユーロ創設の際には、それが持つ外部性、一つの国の状況や行動が、ユーロという共有項を通じて他の諸国に悪影響を及ぼすことが危惧された。ユーロ管理に係る規則・規制を設定した際、危惧された溢出効果の一つが、域内のある国家が過剰な債務を抱えた時に発生する外部性だった。⁽⁶³⁾

前出のユーロ加盟基準の第四条件（健全財政）には、ドイツの厳格な金融政策、特に第一次大戦後のハイパーインフレーションの経験から得た、インフレに対する深い危惧が反映されている⁶⁴。長い間、インフレを抑止すべく厳格に規律を守ってきた自国ほど懸命に規律を守ってこなかった、財政状態が芳しくない国々と協力し合うことになった状況の下で、独自の中央銀行を手放すことの弊害をドイツは懸念した。それゆえにユーロ加盟国は、財政赤字と債務を低水準に保つ条件を遵守させられたのである。

ステイグリッツによれば、中央銀行が取り組むべき最優先の責務は、インフレリスクと失業率が均衡するよう金利を設定することである。しかし、ユーロ加盟一九ヶ国（二〇二一年一月末現在）の経済状況や安定条件には著しい違いがある。インフレ防止を最優先する国に適切な政策は、高失業率を懸念する国には最も不適切な政策となり得る。

このことから彼は、「統一通貨と中央銀行を共有することは、厄災の元となり得るし、民主主義的な妥協は両者に悪い結果をもたらし得る」といい切っている。各国の産業や国民生活を左右する政策の決定が中央集権化された結果、各国は厳格な財政政策と金融政策に従わざるを得ず、仮に自国だけが不景気や金融危機に見舞われたとしても、それから脱する独自の手段（自国通貨の供給量調整や為替相場調整など）を持つことはほぼできなくなった。その状況では、受容不可能なインフレと失業が同時並行的に起きる可能性も否定できない。

各国の経済構造、価値観、経済観に著しい違いがある時、複数の国家が通貨を共有し、政策上の協働を成功させるのは難しい⁶⁵。予測不能な事態が起こるなか、対策に向けた意思決定が求められても、意見の隔たりがある限り、全会一致で合意が得られることは期待できない。最大公約数的な決定が下されても、関係各国には多少なりとも不満が残るだろう。福祉向上のために全欧州レベルで共同的な行動をとる余地は限定される、ということである⁶⁶。

ユーロ加盟国の貿易取引においても、統一通貨ユーロは十分な制約要因となり得る。例えば、国内で産業が発達し

輸出が輸入を上回る輸出立国、輸入が輸出を上回るがこれから輸出産業を振興したい国は、域外国通貨に比べて自国の為替水準は低く抑えられる方がよいと考えるだろう。また、国内産業が大きくなく、恒常的にユーロ圏以外からの輸入が輸出を上回る国にとっては、自国通貨は高い方が都合がよいだろう。しかし、ユーロの為替水準や金融政策を決定するのは、フランクフルトにあるECBである。例えばドイツは、欧州随一の産業大国として、米国や中国等EU域外国とも多額の貿易取引を行っている。欧州の経済エンジンであるドイツ工業製品の国際競争力を高めようとするなら、米ドルなどに対するユーロの為替相場を低く維持したい意図が働くかもしれない。しかし、加盟国のうち輸入中心の諸国にとって、「安いユーロ」は必ずしも好ましいこととはならない。

4. 自国通貨を持たないことの意味と欧州先進国が抱える「原罪問題」

欧州統合とユーロの議論について、ステイグリッツの主張に一貫して流れているのは、「通貨は国家の独立を支え、各国の経済成長を促進するために存在する」という点である。国家が独自の通貨を持たないことのデメリットは、二〇一一年のギリシャ危機の際にも露呈した。ギリシャ危機の余波はポルトガル、イタリア、スペインまで及び、これらの国の国債金利は急騰（価格は下落）、同年秋季にはフランス国債までも格下げされた。フランス国債格下げの際、フランス当局者は英国と自国の経済パフォーマンスを比較し、英国よりファンダメンタルズがよいフランスの国債を格下げしたのは不当だ、という論調を展開した。二〇一一年時点の財政赤字の対名目GDP比は、英国が八・八%だったのに対し、フランスは五・八%と相対的に健全財政を維持していた。^⑦しかし、これに対し、ハーバード大学のマーティン・フェルドシュタインは、(ユーロに加盟する)フランスが自国通貨を発行する中央銀行を擁していないリスクを取り上げ、逆にフランス当局者を批判した。ユーロ加盟国は、米国、英国や日本などの先進国とは異なり、自国

通貨及びそれを発行する中央銀行を擁していない。一方、自国通貨を持つ国の政府債務にデフォルトを起すリスクはほぼ存在しない。例えば、英国債の元利払い期が到来した際には、英国政府は常にイングランド銀行を通じてポンドを発行し支払いに充てることができる。これに対し、フランス政府はフランス銀行（中銀）を通じてユーロを発行することができず、仮にフランス国債の投資家がフランスの財政赤字をファイナンスするために必要な借入れを実現できなければ、フランスはデフォルトに追い込まれる。これが、経済・財政パフォーマンスがよいにもかかわらず、フランスの国債がより危険と見なされ、高い金利を要求された理由であった。

アフリカ、アジア、中南米諸国の多くは、自前の中央銀行と自国通貨を持っているが、しばしば債務危機に見舞われる。途上国の場合、自国通貨はあっても海外資本家から自国通貨建てでは資金を借りることができないため、米ドルなど外貨での借入れに頼らざるを得ない。カリフォルニア大学のバリー・アイケングリーン、ハーバード大学のリカルド・ハウスマンらは、一九七〇～一九九八年のアジア通貨危機後、「原罪 (original sin)」という言葉で海外借入を行ってきた東南アジア新興国の困難を説明した。⁶⁸⁾ 見方によっては、ユーロ加盟各国は、自国通貨を放棄したために、自国通貨建ての借入ができないという意味で発展途上国と同じ「原罪問題」を抱え込んでしまったことになる。

5. ユーロは自由主義経済の産物である

「欧州統合の父」であるジャン・モネをはじめ、より強大な欧州を目指し統合推進を望んだ善意の政治家たちの根本思想は、「市場原理主義」、「新自由主義」と呼ばれるものである。彼らは、市場への揺るぎない確信を持っていたが、市場の限界やそれを適切に機能させるために必要な要素について十分に理解していなかった。⁶⁹⁾ 市場原理主義者の信条のひとつは、政府がインフレ率を低く安定しさえすれば、市場が全ての人々のために成長と繁栄を保証するとい

うことである。彼らは、長期的には加盟国間の相似性が高まり、収斂が十分な水準に達すれば、適度に機能する通貨圏ができあがるだろうと楽観的に構えていた。多少の差異が生じて、ユーロ圏が作り出す結果と政治的な協調によって、それを解決するための追加的的制度は自ずと構築されると信じていたのである。^⑩ スティグリッツによれば、「ユーロは自由主義経済の産物」だった。

しかし、彼らが期待した収斂が実現されることはまれだった。統合の過程で欧州に起こったことは、(特に経済・金融危機に見舞われた後には)、市場は均衡に向かわず、国と国の格差がさらに拡大したことである。一九八〇年代から金融自由化が本格化し、一九九九年に単一通貨が実現しても、市場経済が持つはずの市場調整機能は十分には発揮されなかった。ユーロ加盟国は市場原理だけでは収斂できず、むしろ拡散した。自由市場では、資金と資源は最も大きな利回りが得られる国に流れ込む。従って、思い切った政策を実施しなければ、加盟国間の経済、富の格差が是正される可能性はほとんどない。もともとユーロは、「市場が完全に効率的である」との信念の下に誕生したが、市場の失敗や非効率性、それが生じた際の調整手段を備えておくべきだった。

行き過ぎた自由主義は必ず強者と弱者の格差を生み、多くの場合、強者による弱者への搾取が行われる。ユーロ危機の際、ドイツなどの強国やトロイカ体制が危機当事国に行ったのは、緊縮財政政策や構造改革の強制と、危機当事国から経済主権を実質的に取り上げることだった。前出のワシントン・コンセンサスは、先進国が発展途上国に政策を押し付けた時、条件案出の基盤となった理論だが、欧州における統一通貨の導入に際しても、ワシントン・コンセンサスと同様の考え方が大きく影響したのである。^⑪

6. スティグリッツの提案

スティグリッツの見解によれば、ユーロは「明らかな失敗」ということになろうが、彼はそれでも、「欧州統合という歴史的な一大事業を、ユーロにこだわって潰すわけにはいかない」といい切る⁷²。本来、欧州統合は、欧州の政治的統合という壮大なビジョンを持っており、ひとつの通貨制度に矮小化されるべきものではない、というのがその本旨である。欧州各国は、ユーロ圏を統治する制度を改革するか、金融財政政策に関する決定権を各国に委ねる体制に戻るか、のいずれかを選択しなくてはならない。これは、政治統合と経済統合を強化して欧州独自の特徴を際立たせるのか、ユーロを解体して欧州の独自性を薄めるかの二者択一の選択である。EUという超国家共同体に属しながら、加盟各国が独立国の体裁を保ちつつ、通貨を通じて金融政策という重要な経済分野で決定権がない（フランクフルトにある欧州中央銀行だけがその決定権を握っている）という歪んだ体制を続けることは難しい。

スティグリッツは、ユーロ圏の構造改革が目指すべきは、「全ての参加国（加盟国）が完全雇用と旺盛な成長を同時に達成でき、柔軟な為替レートと独立した金融政策を待たずとも、経常赤字が持続可能な水準にとどまる経済システム」だと述べている⁷³。これを実現するため、「完全雇用を維持させるというユーロ圏の真摯な姿勢」とともに、「市場任せにしない」ことが必要だと説いている。市場の自律性に任せても、完全雇用は維持されずその安定も確保されないため、政府介入を伴う具体的な政策が必要であるとの立場であり、ニューケインジアンの中核的経済学者として、もつともな主張である。

ここで、スティグリッツは、まず重大な七つの構造改革案（と二つの危機政策改革案）を提示している⁷⁴。提案の通り、EU共通システムとしての銀行同盟や債務の相互化に取り組むことで、ユーロが果たせなかった経済的な収斂を実現し、欧州の連帯を強化できるかもしれない。しかし、こうした共通した政策・改革の大半は、国家の決定権と主

権をある程度縮小することが必要で、政治的には相当に難しいことでもある。そこで、ステイグリッツは、次の代替案を提示している。

① その場しのぎ戦略を堅持する

基本的に現状維持を通ずという選択肢であり、「ぎりぎりユーロ圏をひとつにつなぎ止められるが、繁栄への復帰には至らない水準で努力を続けること」である。⁷⁶ この場合、ギリシャなど貧困状態にある周辺国の不況は果てしなく続き、将来にわたり膨大な損失とコストを負担することになる。

② 「柔軟なユーロ」を作り上げる

ユーロ圏で統一通貨を運用する形が改められ、ユーロ圏をいくつかにグループ分けした後、最終的に各国が国の違いや優先順位を考慮に入れて、独自のユーロを持ち運用することを目指す。⁷⁶ 各国のユーロは独自の価値を持つて変動するものの、これらの変動範囲はユーロ圏の諸政策によって左右されるものとする。その後には十分な連帯が醸成されれば、変動範囲は徐々に小さくなり、最終的には、マーストリヒト条約が掲げた統一通貨の目標が真に達成されるというのが、ステイグリッツの見立てである。当該案は、各グループ又は各国は電子通貨を創設することを前提としている。電子通貨は送金、金融システム内の資金量の増減、新たな信用創造・供与といった場面で利便性が高いからである。また、「柔軟なユーロ」の制度内で、為替相場の変動を制限するならば、（不均衡を通じ欧州の近隣諸国やグループ経済の外部性となり得る）貿易黒字の抑制、貿易収支調整の負担を赤字国より黒字国に負わせること、⁷⁷ 各国生産性の収斂が必要としている。

③ 欧州の全力をあげて可能な限り「円満な離婚」をする

ユーロが導入される前の体制、一九の異なる通貨が併存する体制に戻るのではなく、それを再編成し、少なくとも二、三の通貨圏にグループ分けすることである。分割されて誕生する複数の通貨価値は、ユーロ圏の諸政策に影響を受け得るものの、基本的に独立に変動する。ただし、現行ユーロからの脱退には、「財政赤字、経常赤字と債務の処理、新規投資に安定して信用を供与できる安定した銀行システムの構築と維持、そして、新たな金融取引制度の構築」という課題がある。⁽⁷⁸⁾

上記の代替案の中では、ステイグリッツは③を推している。①や②に比べ、大きなコストを要さず実現でき、利益も見込めるからである。ユーロに加盟したばかりにドイツ及び「トロイカ体制」から長く抑圧を受けてきたギリシャ国民は、この「離婚」によって尊厳と民主主義を取り戻すことができる。独自通貨を持つようになれば、対ユーロ相場を切り下げ、主力の観光業に注力するのに加えて、「欧州版サンベルト」として年金生活者を呼び込み、基本業務をオンライン化した企業、そのことによって本社をどこにでも設定できる企業を誘致することを検討することもできる、という。⁽⁷⁹⁾

ステイグリッツの提示するもう一つの選択肢は、ドイツや北部の富裕国（オランダやフィンランドなど現在の苦境から復活できそうな国）をユーロから離脱させることである。⁽⁸⁰⁾ その場合、その離脱に伴いユーロ相場は切り下がり、多くの国が貿易収支の均衡を回復するために輸入を抑えるような手段を選択せずにはすむし、為替相場が下がれば、輸出が増加し輸入が減って、結果的に経済成長と税収増をもたらし、緊縮財政に終止符が打たれる。もともと、この場

合、ドイツを含む北部諸国の貿易黒字は削減されるため、経済を刺激し完全雇用を達成するには、賃上げや政府支出の増加など経済対策を採用する必要がある。

しかし、現実問題として、ドイツがユーロから離脱することはユーロ形成の歴史から考えて難しいだろう。ステイグリッツは経済合理性の観点から、ドイツのユーロ離脱の可能性を提示しているが、前述したように、ユーロは「政治的通貨」であると同時に、ドイツが他の欧州諸国とともに歩むという「盟約通貨」である。ギリシャ危機の際にも、ドイツのユーロ離脱という議論があつたが、それはドイツの欧州に対する政治的裏切りを意味する。⁸¹⁾ユーロは、こうした点を含め政治的に判断する要素があり、単に経済合理性だけでその行方を判断するのは必ずしも妥当ではないだろう。

7. 「最適通貨圏の理論」から見たユーロの適格性

複数国間で統一通貨を導入する場合、統一通貨圏の適格性を判定する理論として、「最適通貨圏の理論」(Theory of Optimum Currency Areas: OCA)がある。本節では、わが国の欧州経済研究の第一人者、田中素香東北大学名誉教授の論考を参考にしつつ、国際経済分野で重要な最適通貨圏の理論から、ステイグリッツの議論を改めて捉えてみたい。

OCA理論は、米コロンビア大学の教授だったロバート・アレクサンダー・マンデル(一九三二～二〇二一年、一九九九年ノーベル経済学賞)が、一九六一年、IMF勤務時代に初めて提唱した。⁸²⁾史上初の統一通貨ユーロの形成に刺激を受け、その後多くの研究者が理論構築と実証を通じ、二〇世紀に大きく発展した理論である。一九六〇年代の古典的理論⁸³⁾は、当該通貨圏の適格性の判定に、労働力の移動性、経済開放性、生産の多様性(産業構造の多様性)などの要件をあげて、その要件が満たされれば(各要件において加盟国が近い状況にあれば)、「適格通貨圏(OCA)」

であるとしていた。適格通貨圏とは、財・サービスの貿易や生産要素の移動性によって経済的な結びつきが強く、当該地域全体で統一通貨を持つことが経済的利益に適う、経済効率を最大化するような地理的な地域のことをいう。統一通貨圏内の経済・産業構造が近似しており、何らかのショックが発生した際に、加盟国経済が同じような景気サイクルをたどる場合は、各国間に経済格差は生じず、共通の経済政策、金融政策で対応が可能となる。特定の国だけに発生する「非対称性ショック」が発生しない地域においては、各国が個別に異なる調整を行うことなく統一通貨を導入することが可能となり、OCAを形成することができる。

二〇〇八年のリーマンショック、二〇一〇年から二〇一二年のユーロ危機の際には、ユーロの統一通貨圏としての適格性とOCA古典理論の有効性が問われた。古典理論は生産側の要因を要件としており、これだけでは、貨幣・金融側の要因から発生したユーロ危機を的確に評価できなかつた。しかし、統一通貨圏の適格性を判定する唯一の理論を否定しては、ユーロ危機及びポスト・ユーロ危機を体系的に分析評価する方法を失うことになることから、OCA理論の改良・再生が求められていた。⁸⁴例えば、ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）教授のポール・デ・グラウウェ（一九四六年～）のOCA理論は、そうした要請に対し提示された理論のひとつである。OCA古典理論を再構成し、コスト・ベネフィット分析を個別に行い、双方の分析を総合して最適性を判定するものであり、貨幣・金融側の諸要因を取り込んで分析できる利点をもたらしした。

通貨圏の適格性を測る際に重視されるのは、それを構成する加盟国の経済要素等における類似・近似性と、それらが集合し統一通貨を共有することになった際の経済効率性である。例えば、OCA古典理論があげる、多様な生産物を生産し（生産の多様性）かつ経済が開放的（経済の開放度）である諸国が集合して統一通貨圏を形成するのであれば、加盟国の一部を捉える非対称的ショックが発生する可能性は低くなり、それが発生しても比較的容易に吸収でき

ると考えられる。ショックを吸収するために、名目為替レートを調整する必要性も低くなるはずである。それは為替調整コストの発生を抑え経済効率性にも適うという意味で、当該通貨圏は「OCA」と見なされよう。⁸⁵⁾

特定国において非対称性ショックが生じる場合でも、最適通貨圏を構成し得る条件が経済学者によって提示されている。マンデルの最適通貨圏の理論は、国内の雇用と物価水準を安定させる要因を基盤に展開されたものである。⁸⁶⁾ マンデルは其中で、カナダ東部（工業圏）と西部（農業圏）よりは、カナダ東部と同じ工業圏である米国東部の方が最適通貨圏を形成するパートナーとしては適しているといった議論を展開した。米国は、特定産業が特定の州に集中する度合いが欧州よりも高い。⁸⁷⁾ 例えば、原油価格急騰というショックがあつた際、テキサス州の石油産業は潤うが、ミシガン州の自動車産業はネガティブ・ショックを受ける。マンデルは、米国諸州は共通して米ドルを使用するが、実は最適通貨圏とはいい難いとして、六つの通貨圏（OCA）に分離するのが望ましいとした。⁸⁸⁾ それでも、どの州もドル通貨圏からの離脱を考えていないとすれば、OCA古典理論が提示する要件を超える基準が必要となってくる。

ジュネーブ国際開発高等研究所教授のリチャード・ボールドウィンは、その著書で「政治的基準」を提示し、OCA古典理論の要件を満たさなくても、財政資金の移転、選好の同質性、連帯性の三基準が満たされれば、なおOCAであり得るとした。⁸⁹⁾ 例えば、財政資金の移転を重視する考え方においては、労働の移動性が低い場合でも、好況の国から税金等を徴収し不況の国に補助金として支払うといった財政移転が可能であれば、ショックに対する調整は可能とされる。これらの基準に照らせば、多様な経済特質を持つ五〇州で構成される米ドル通貨圏であっても、OCAであると判定されることになる。最適通貨圏の理論の分析視点は幅広いが、その全てを考慮せず、OCA古典理論があげる三要件やボールドウィンらが提示した政治的基準に照らしただけでも、ユーロ圏及びユーロの導入・運営についての適格性や問題点が垣間見えてくる。

ユーロは、三つの個別の状況を伴って導入された。^①第一は、ユーロという通貨制度が全く新規に案出されたのではなく、一九七九年に創設された欧州通貨制度（EMS）をはじめとする通貨協力の経験とその中で培われた加盟諸国の相互信頼が前提となっていたことである。^②第二は、通貨協力の段階から、OCA古典理論が欧州統一通貨制度を設計する理論的なベースとなったことである。そこでマンデルをはじめ多数の経済学者が最適通貨圏を研究し、多面的な理論や分析手法を提供した。そして第三は、EMSの安定には、物価安定を基軸とする西ドイツの通貨制度が大きく貢献し影響したことである。かつてのハイパーインフレーションの経験を踏まえた西ドイツの厳格な基準や制度運営は、統一通貨制度の信認を得ることを可能とした。また、ドイツ統一に伴うマルク放棄と引き換えに、ドイツ連邦銀行制度の影響が決定的となった。

通貨統合の加盟国は、独自の金融政策や為替相場の変更といった権限を喪失することになる。これは通貨統合加盟に伴うコストと見なされるわけだが、EUには固有の事情があった。資本移動の自由化が進んだ一九八〇年代、EMSにおいて金利設定の自由は西ドイツに独占されており、他の加盟国には実質的にその自由はなかった。また、他の加盟国は、西ドイツと同様に資本移動の自由化に向かい、対マルクの固定相場制を選択せざるを得なかった。固定相場制を維持するためには、西ドイツの金融政策に従わざるを得ず、他の加盟国は自律的な金融政策を採用できなかった。^③一九八八年にフランスが通貨統合構想を発表したのは、一国一票制のECBにおいて、その独占権を西ドイツから取り戻す意味もあつたのである。西ドイツ以外の諸国は、通貨統合に参加することで金融政策の自由を喪失するという認識をあまり持つことなく、また高インフレにより市場の信頼を失いかけていた南欧諸国は、ドイツ連邦銀行の信認を受け継ぐECBに参加することで信頼を得ることが可能になった。

前述したように、EMSでは、±二・二五%の為替変動幅を維持するために中心レート（為替平価）の変更・調整

が頻繁に行われた。通貨統合により為替平価変更の必要はなくなるが、加盟国間のインフレ格差は残存する。それが統一通貨圏の不安定要因となることが懸念された。一九八九年に提出されたドロール委員会報告の主たるテーマは、名目為替レートを変更することなしに、こうした非対称性ショックをいかに吸収するのかがということであった。その結論としてあげられたのは、地域的不均衡に対しては、生産要素の移動性と物価の柔軟性を強めることであり、これはOCA古典理論があげたOCAとなるための要件と合致するものであった。OCA古典理論（のフローチャート）によれば、生産の多様性や経済の開放性の点で非対称性ショックが生じた場合は、例えば労働の移動性や賃金の柔軟性等の調整を行うことで解決を図るといふ道筋がある⁹⁴。従つて、マクロ経済政策及び為替相場についていえば、ユーロはOCA古典理論が求める要件には適つているといえるだろう。

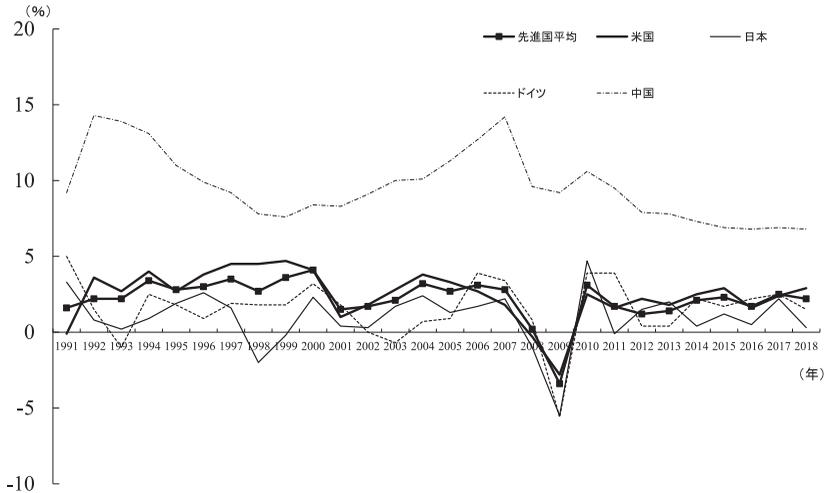
それでは、ポールドウインらが主張した政治的基準から見たユーロの通貨圏としての適格性はどうか。当該基準のうち、選好の同質性と連帯性については、EMS加盟国が同じ目標に向かって通貨協力を実施してきた経緯からも、ある程度前提とすることができよう。しかし、財政資金移転については制度上実現が難しい。EMSにおいて財政政策は各国政府の権限下であり、協調ということではしかその埋め合わせはできない構造になっている⁹⁵。ユーロ加盟のための「加盟国の財政収支赤字を対GDP比で三%以内」とする健全財政条件は、加盟国の財政協調の度合いを強めるものであるが、そこまでがEUシステムの構造的な限界ということである。また、金融政策はECB、財政政策への関与はNCBsという分業システムでは、例えば景気対策を金融・財政の両面から効果的に行おうとしても、ECBと各国NCBsの足並みがそろわないという可能性がなくはない。金融・財政分野の二重構造は、経済効率性から見ると難点が生じ得る。

ユーロの統一通貨圏としての適格性は、制度を構築した後の運営の仕方によっても少なからず阻害されたといえよ

う。ユーロの制度設計は、OCA古典理論に従い経済合理性に基づいて行われたものの、実際の運営ではかなり政治的な要因が入り込んだ。ユーロ加盟国の四条件は規定されたものの、実際には一部条件が未達でも加盟を許された国が散見された。例えばギリシヤは、欧州の非共産国の中では旧東側諸国が集まるバルカン半島に最も近く、安全保障の上で地政学的に重要であることが加盟の決め手となった。東西冷戦は終結したものの、一九九〇年代はなおロシアへの警戒感は払拭されておらず、対ロシア政策の一方で旧東側諸国の西側諸国への同化を、経済合理性に則るのではなく政治的に進めなければならなかった。加盟にあたっては、その国の産業構造や財政状況、当該国加入後のユーロ圏全体への影響を経済合理性によって十分検討する必要はあったが、政治的要因を重視するあまり、それがややおざなりになったという印象は拭えない。

最適通貨圏の理論に従えば、ステイグリッツが提案するユーロ分割案(「円満な離婚」案)も、各国の特性、経済開放度、産業構造、財政状況等を詳細に検討してからグループ分けすることが一案となる。例えば、経済開放度は、ベルギー、オランダ、ドイツなど北部諸国で高いが、ギリシヤのそれは最も低く、ユーロ危機時にはいわゆる「PIIGS諸国(ポルトガル、イタリア、アイルランド、ギリシヤ、スペイン)」のうちギリシヤを除く四ヶ国やフランスの開放度はギリシヤに準じて低かった⁶⁶⁾。経済開放度を基準とする場合、例えばドイツを中心とする北部諸国、フランスやイタリアを中心とする南部諸国といったグループ分けが可能となる。実際のグループ分けは、適切な複数の経済基準の選定を行い、経済合理性に基づいて行われるのが望ましい。ただし、その場合はマンデルが指摘したように、例えば一国内部でも地域によって産業構造等にはばらつきがある限り、通貨圏としての適格性を持った精緻なグループを国単位によって構築することは、難しい作業となろう。

図表6 主要国の実質GDP成長率の推移(1991—2018年)



(出所) IMF World Economic Outlook より筆者作成

おわりに

（経済統合において政治と経済は両立するか）

欧州連合（EU）という地域経済統合は経済的に成功したのだろうか。国際通貨基金（IMF）が公表する実質GDP成長率の推移を一九九二年からコロナ禍前の二〇一八年まで見ると、EUを代表する経済大国ドイツでさえ、中国はいうに及ばず、全期間にわたりほぼ先進国平均や米国の数値を下回っている（図表6）。二〇一〇、二〇一一年は三・九%となったが、二〇一二年以降は〇・四%から二・五%のレンジで推移している。ユーロ圏全体の実質GDP成長率は二〇一五年に二・一%、二〇一六年一・九%、二〇一七年二・五%、二〇一八年一・九%となっており（現在入手できるユーロ圏全体の数値は二〇一五年以降に限られる）、ドイツと同様に先進国全体と比較して突出して良好というわけではない。一方米国は、二〇〇八年九月に大規模な金融危機（リーマンショック）を経験したものの、二〇〇九年六月以降二〇二〇年二月まで一二八ヶ月間も景

気拡大期が続くなど、実質GDP成長率に表れる以上に、その経済回復力にはユーロ圏にはない力強さが感じられる。現在までを見る限り、ユーロ圏の経済成長率は先進国全体から見ても、「やや低迷」しているという域を脱していない⁹⁸。ステイグリッツにいわせれば、欧州経済不調の理由の多くは統一通貨ユーロにあるということだろうが、確かに最も野心的で深化した経済統合であったにもかかわらず、その経済的効果は実際のところ、統合の深度とともに弱まっていった感は否めない。

しかし、統合の深度が浅い、統合度が第一段階の地域経済統合でも数多くの問題が観察される⁹⁹。例えば、一九九四年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）は、単純な自由貿易協定（FTA）を超えるものでなく、労働者の国境越しの自由な移動なども認められていない。それでも、加盟国が受けたデメリットは甚大だった。ステイグリッツの言葉を借りれば、NAFTAは、「自由貿易協定」というお題目自体が「一種の虚偽広告」であり、米国や米国内産業界が利益を享受するためのものだった。米国がその全てをコントロールできた経済統合において、最も損失を被ったのはメキシコだった。トウモロコシなど米国からもたらされた大量生産による安価な農作物は零細農家を直撃し、同国農業部門で大量の失業者が生じた（同時に米国などへの不法移民も増加した）。また、米大手銀行は、経済統合に乗じて大手を含む現地銀行を相次ぎ傘下に収めたが、その後は大企業や富裕層向け取引が優先され、取引額の小さい中小企業や低所得者層は切り捨てられた。

メキシコがNAFTAに加盟せざるを得なかった背景には、一九八〇年代の中南米累積債務問題があった。当時メキシコを含む中南米諸国は、米政府や米銀に多額の債務を負っていたが、経済悪化とともに支払い不能となり、米国は中南米向け債権を放棄した。米国としてはメキシコを半強制的にNAFTAに加盟させ、それを搾取る形で、実質的に過去の不良債権の回収を図ったということである。NAFTAにおいては、米国と経済状況や国民の生活水準

の近いカナダとの間でも、農産物貿易紛争が絶えないなど様々な軋轢が生じている^⑩。

EUにせよNAFTAにせよ、共通するのは、互いに「対等な立場」としながらも、加盟国には富裕な強国と貧弱にあえぐ弱国が存在し、強国が加盟他国の政策に干渉し、半強制的に自国の利益に適うような政策を押し付け、管理しようとした点である。EUでは、ドイツやフランスあるいは「トロイカ体制」がユーロ危機に瀕した周辺諸国に対し、無謀な緊縮財政と構造改革を求めたことで、当該諸国の経済や国民生活を不安定なものとした。NAFTAでは、米国が自国の利益を優先させ、メキシコの経済や国民を窮地に追い込んだ。強国が経済統合の全てを管理できるといふ状況は、ほぼ確実に強国と弱国の格差を広げ、弱国をさらに窮地に立たせ、共同体の中に修正しがたい分断を生む可能性があるということである。ステイグリッツの論調から感じられるのは、自由主義の産物としての経済統合では結局強者と弱者の格差が拡大し、しかも強者が弱者を搾取する構造が生じるといふ理不尽さに対する怒りにも似た感情である。

経済統合体における分断の種は、加盟国以外からもたらされる可能性がある。例えば、ASEANは、もともと第二次世界大戦の前後に列強諸国の支配を受けた経験を共有する国から構成され、加盟国の連帯感や成長ポテンシャルは随一とされてきた。一九八〇年代からタイ、マレーシア、シンガポール（第一グループ）が経済成長長期に入り、インドネシア、ベトナム、フィリピン（第二グループ）がそれに続いた。例えばインドネシアは、二・五億人を超える人口の半数が三〇歳未満という活力のある国であり、長期的成長に期待がかかっている。カンボジア、ミャンマー、ラオス（第三グループ）は、第一・二グループの勢いを継ぐ次世代の成長エンジンと見られているが、中国への接近が顕著となっている。一帯一路政策や南沙諸島の領有権をめぐる中国と対立する第一・二グループと異なり、これらの諸国では中国からの援助、中国との共同プロジェクトが増えている^⑪。二〇二一年末にも成立が見込まれる「東アジ

ア地域包括的経済連携（RCEP）」には、中国とともにASEAN一〇ヶ国が参加している。中国が政治色を強めASEAN下位国に影響力を及ぼす形で（政治より経済優先で運営されるはずの共同体に、特定国の政治が持ち込まれることで）、ASEAN全体、RCEPの運営全般が歪められる懸念がないわけではない。

ところで、ステイグリッツは、地域経済統合が経済的な成果を生むためには、政治的統合が前提になると説いている¹⁰²。実際のところ、それまでの地域経済統合の多くが、「政治指導者たちに密室で案出され、企業の利益に主眼がおかれた」ものだった。各協定から見えてくるのは、「政治統合に先んじて過剰な経済統合を求める尽きせぬ欲望」であり、「新たな規制で期待利益が悪影響を受けそうな時、企業が投資先の政府を訴訟で恫喝できる」という条項は、貿易協定の悪名高き特徴のひとつ」だった。ユーロ圏を構築する経済統合には、もともと他の経済統合とは根本的に異なる点があった。政治的統合をより一層深化させたいという強い意志である。域内全市民の意見を反映する立法機関を設置し、統一した規制基準を定めさせるという方向性は、他の貿易協定には見られない。しかし残念ながら、統一通貨の設計・導入に関しては、「イデオロギーと利権から大きな影響を受け、結果として、繁栄を実現するという経済面での野望だけでなく、参加国間の政治面での結びつきを強める野望もついでにしまった」のである。

そもそも地域経済統合において、戦後欧州が目指したような、またステイグリッツのいうような政治的統合は実現するのだろうか。「政治」という分野の特性を考えれば、それは容易いことではなからう。EUが政治的連合体としての色彩が強いのは、第二次世界大戦後の急速な社会主義圏の拡大に対し、欧州地域の社会主義化を食い止め、民主的な自由主義経済圏を目指したという経緯がある¹⁰³。しかし、EU加盟国が政治的に結びついていたとしても、経済・産業や国家予算の規模、生活水準、国民性などはまちまちであり、そこに国境がある限り、どうしても政治的な対立は生じるものである。旧ソビエト連邦が存在していた時には、国家間の矛盾からくる対立の種を隠しつつ結束して

はいたが、強大な社会主義国家が崩壊すると、同じ欧州地域でも対立は一斉に表面化した。それ以降EUの役割は、加盟国の福祉向上というよりも、各国の利害調整に移っていった。

二〇一六年に英国は国民投票でEU離脱を決めたわけだが、その本質的な理由は、旧ソ連が崩壊して以降、大陸の少数国の意思を反映した政治が、(主にフランスの働きかけにより)国境を越えて広く加盟国全般に適用されてしまったことにより生じた矛盾、それへの反発だったと考えられる。少なくとも一九世紀まで世界最強だった大英帝国を受け継ぐ英国の国民が、大陸主導の政治に翻弄され、「(欧州大陸に)主権を奪われた」という感情を抱いたとしても不思議ではない。自国や自らの生活を左右する政策が(フランスに近しい)小国ベルギーのEU本部で決まることへの違和感は、かつての英国の栄光に多少なりとも触れたことのある高齢者層などには強かったのではないか。

政治と経済は密接に関係しているが、本来その活動が及ぶ領域・範囲は異なっている。政治は基本的にローカルベースで行われるものである。例えば、シリアからの難民をその国が受け入れるか否かを決めるのは、当該国の政治であり、その判断は各国の世論や国民性、経済力、国民生活の水準、労働事情等に左右されるはずである。二〇一五年、シェンゲン協定に加盟しているはずのハンガリーが国境に鉄フェンスを設置し、それを破ろうする者には催涙ガスや放水を見舞ってまでシリア難民の入国を阻止しようとしたことは記憶に新しい。EUに加盟しその法令・規則に従う立場にあったとしても、結局は自国内の政治的判断が優先された好例である。

一方、経済活動は国境を越えグローバル化するのが自然である。EUが旧ソ連に対抗することを目的の一つとした政治優先の連合だったのに対し、二〇一八年に発効した環太平洋パートナーシップ協定(TPP)は経済優先の連合体といえる。¹⁰⁴両者は、政治的な要素の有無という点において決定的に異なっている。TPP加盟のための地理的条件は必ずしも明確ではないが、英国は太平洋南東部に位置する小諸島(ピトケアン諸島)の領有を地理的な根拠として、

TPP加盟を目指している。英国は、EU離脱によって、関税同盟から得ていた産業界の利益、毎年のEUからの多額の補助金といった経済的ベネフィットを失うことになった。それでも離脱を選び、大陸の政治に縛られることなく経済合理性だけで活動できるTPPに加盟することは、長期的にはEUに留まるよりも英国の利益に適うのではなからうか。その意味では、筆者は英国のEU離脱には肯定的である。

第二次大戦後、域内各国の平和と団結を願い構想された欧州統合ではあったが、時の経過とともに、様々な内的外的要因にさらされる形でその目的や役割は変わっていった。統合作業は最初から将来的に加盟国をまとめ一つにする想いで進められたが、関税同盟から始まり労働力や資本の移動の自由が認められるに従い、資源配分にあからさまな不均衡が生じた。結局富裕国と貧困国の格差は拡大し、強国と弱国の違いが一層顕在化した。さらにドイツやフランスなど強国の政治が優先する形で、強国が弱国を抑えつける構造が出来上がった。市場信望者たちが進めた市場統合は、自由主義が招く当然の結果をもたらしたのである。

統一通貨は、「最適通貨圏の理論」という経済合理性の下で設計されたが、その運用段階、例えば加盟国選びでは多分に政治的判断が入り込んだ。やがてそのツケは、ギリシャ危機、さらにユーロ危機となつて顕在化することになった。制度設計がいかに厳格な経済合理性によつたとしても、実際の制度運用に緩みと歪みがあつたのでは、統一通貨圏の適格性は、ユーロ危機など大規模な経済的ショックによつて瞬時に消え失せることになる。実際の制度運用に政治的判断が入り込むことはやむを得ないことであり、ステイグリッツもまた政治的統合をユーロ成功の前提としたわけであるが、加盟国間の政治的統合が容易でないとすれば、統一通貨ユーロの適格性は保証されるものではない。ベラ・バラッサの経済統合理論において、経済的統合に加えて政治的統合を実現することは、その統合度がほぼ第五段階に到達するということである。それは、加盟国がほぼひとつになり「同じ国」となることに近しく、それによつて

経済的統合は一層効果的になるといふことである（加えて軍事、安全保障、警察、外交といった政策まで統合されれば、「同じ国」としての完成度は一層高くなる）。欧州統合の場合、国境は残り政治的統合が達成されないまま、経済的統合の効果も十分発揮されていない現状にあるといふことであろう。

EUを反面教師として眺めた時、加盟国全体の利益に適う、適格な地域経済統合の深度をどのように考えたらよいのであろうか。仮に政治的統合が困難だとすれば、紛争処理機能を強化した上で、バラッサの統合理論でいう第一段階（FTA）、進んでも第二段階（関税同盟）までとし、あくまで関税優遇など経済的メリットに与かるに留まるのが賢明だと考える。この段階までならば、加盟国間の国力や経済規模の格差、富裕国と貧困国又は強国と弱国といった違いがあつたにせよ、それ以上の格差拡大や強国による弱国の支配といった統合の歪みは起きにくい。他国の政治に自国が縛られるといった懸念も少ない。

経済統合としてそれ以上の深度を目指す場合、最適通貨圏の理論の観点に立つとすれば、経済・社会条件が近似している、互いに政治的協調を取りやすい国同士で構成される経済統合であることが求められよう。特定国を捉える非対称性ショックを、和らげる又は生起させないためである。それを前提とすれば、加盟国の事情を勘案しながら、また適宜規定や制限を設けながら、労働力や資本の移動、統一通貨の導入まで経済統合を深化させるといふ選択肢も見えてくるかもしれない。

最適通貨圏の理論に立脚するならば、何よりも加盟国のファンダメンタルズを収斂させることで域内の非対称性ショックの生起を抑制することが、安定した通貨圏の形成につながる。非対称性ショックが生起する場合でも、特別な経済政策、金融政策、為替調整以外の手段で調整が可能であるならば、最適通貨圏は維持される。その場合、加盟各国は、各国間の労働の移動性、賃金の伸縮性を確保し、各国間の財政資金移動を可能とし、経済開放度を高めるよ

うな構造改革を実施していくことが肝要となる。

最適通貨圏の理論自体は、自由主義経済学者が中心となり研究、提示された理論である。例えば、最初の提唱者であるマンデル自身、一九六五年から七年間、自由主義経済学の牙城とされたシカゴ大学に奉職していた。しかし、通貨圏において非対称性ショックを抑えるための経済要件を設定するにしても、当該要件に沿った通貨圏の適格性を維持するための運用は、ステイグリッツがいうように、「市場任せにしない」ことが肝心であろう。当該通貨圏が適切に機能しているかどうか、資源配分に不均衡が生じていないかの適切なモニタリングと、問題が生じた場合は、正しい方向に機能させるための適時の政策が求められよう。

経済統合拡大の推進力の一つは、一九九〇年代に米国が旗を振ったグローバリゼーションである。地域経済統合が形成されれば、異なる加盟国が統一されたルールに従い、当該分野では他国と同じ行動をとらなくてはならない。従うべき法規則も同じとなる。地域経済統合が深化すると、その意味で複数国が一体化、同質化するわけだが、異なるものが一つにつながる、一体化することがいかなる時でも望ましいとは限らない。異なる国が複数集まり同質化する経済統合では、その域内のどこかで起きた危機は瞬く間に当該地域全体に広がってしまう。反対に、多様な国が国境で区切られ、各々が主権と独自の制度、政策、経済システムを持つモザイク状態にあれば、危機は発生国の国境内かその近傍で食い止められ、国境を越えて他の国・地域に伝播するリスクを限定することが期待できる。国境があっても、互いが自国の主権を維持しつつ国家間が尊重し協力し合うことよって、グローバリゼーションの実現は可能なのである。グローバリゼーションの名の下に経済統合が形成されていくとすれば、それが強国が弱国を搾取する手段となつてはならないし、加盟国全体の福祉向上に資するものでなければならぬ。それが保証されなければ、結局は弱国のみならず強国までもがデメリットを被り、その地域統合全体の弱体化を招くことになるであろう。

近年の金融危機以降、各国で一九八〇年代から継続した新自由主義経済の見直しが行われるようになった。グローバルゼーションも「自由主義の産物」であるならば、その功罪を改めて見直し、その中で地域経済統合の意義やあり方を改めて問い直すことが求められるのではないだろうか。

【参考文献】

〔邦文〕

- 漆畑春彦「近代経済思想史における市場経済とケインズとハイエクの経済思想上の対立を軸に」『平成法政研究』第二五卷第一号 平成法政学会 二〇二〇年一月
- 翁邦雄「金融政策のフロンティアと国際的潮流と非伝統的政策」日本評論社 二〇一三年一月
- 小沢健二「NAFTA一〇年の農業政策がカナダの農業に与えた影響」農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告書」二〇〇四年
- 久保宏正・吉井昌彦「EU統合の深化とユーロ危機・拡大」勁草書房 二〇一三年三月
- 盛真依子「ワシントン・コンセンサス」の諸問題とその克服への道」『岡山大学経済学会雑誌』第三九卷三号 二〇〇七年
- 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」OCA理論は生き残れるのか」『熊本学園大学経済論集』第二二卷三十四号、二〇一六年三月
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第三版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月
- 日本貿易振興機構「ジェトロ貿易投資白書」二〇二〇年版と不確実性増す世界経済とデジタル化の行方」二〇二〇年七月
- 日本貿易振興機構「ジェトロ貿易投資白書」二〇一九年版と揺らぐ国際経済秩序とグローバルビジネスの今後」二〇一九年七月
- 比嘉政茂「EUの労働移動と地域間格差」『経済環境研究 調査報告書』Vol.5 二〇一七年三月
- 藪下史郎「非対称情報の経済学 ステイグリッツと新しい経済学」光文社新書 二〇〇二年七月
- 藪下史郎「ステイグリッツの経済学『見えざる手』など存在しない」東洋経済新報社 二〇一三年二月

〔欧文〕

- Akerlof, G.A. [1970], "The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, No. 3
- Balassa, Bela A. [1962], *The Theory of Economic Integration*, George Allen and Unwin Ltd., London
- Baldwin, R and Wyplosz, C. [2012], *The Economics of European Integration*, 4th edn, New York McGraw Hill
- European Communites [1970], *Report to the Council and the Commission on the realization by stages of Economic and Monetary Union in the Community-Werner Report*, supplement to Bulletin 11, Oct.8 https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_6142_en.pdf
- Monthly Report of the Deutsche Bundesbank, Mar, 1979
- Mundell, R. A [1961], "The Theory of Optimum Currency Areas", *American Economic Review* 51

〔翻訳書〕

- ジョゼフ・E・ステイグリッツ 「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」 鈴木主税訳 徳間書店 二〇〇二年五月
- ジョゼフ・E・ステイグリッツ／カール・E・ウォルシュ 「入門経済学 第四版」 藪下史郎・秋山太郎他訳 東洋経済新報社 二〇一二年四月
- ジョゼフ・E・ステイグリッツ 「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」 峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月
- ナオミ・クライン 「ショック・ドクトリン 上」 幾島幸子・村上由見子訳 岩波書店 二〇一一年九月
- ナオミ・クライン 「ショック・ドクトリン 下」 幾島幸子・村上由見子訳 岩波書店 二〇一一年九月

〔注〕

- (1) 日本貿易振興機構「ジェトロ貿易投資白書二〇一九年版」 七六頁
- (2) 一九四四年七月、米ニューハンプシャー州ブレトンウッズで戦後経済体制を規定するブレトンウッズ協定が締結された。この協定に基づき、国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) と世界銀行 (国際復興開発銀行、International Bank for Reconstruction and Development: IBRD) が設立され、国際金融面の枠組みが整備されたのに加え、一九四七年には「関税及び

貿易に関する一般協定（GATT）が締結された。IMFは金融面での国際協力を担当する。その骨子は、IMF協定第四条（金及び米ドルに対する本国通貨の固定レートの設定・維持）、第八条（貿易及びサービスに対する支払い、資本移動の自由）及び、一時的な国際収支上の困難に陥った国に対し、信用供与に応じることであった。

(3) GATTの目的は、輸出入に関する数量制限を禁止し（GATT第二一条）、自由な貿易活動を保障することにより、国際分業の効果を上げることであった。ただし、これはあくまで原則であり、例外措置として輸入制限が認められた。これは、例えば国際収支が赤字になりがちな国の場合、国際収支の均衡回復を目指す輸入制限措置、ある産業において輸入が急増し、そのことにより国内産業が重大な危機に陥った場合、緊急措置として実施する輸入制限などである。また、GATTは当初から輸入制限措置の撤廃に尽力していたが、一九六〇年代からは関税率の引下げに注力した。一九六三―一九六九年のケネディラウンド、一九七三―一九七九年の東京ラウンド、一九八六―一九九三年のウルグアイ・ラウンドといった関税引下げ交渉を経て、鉱工業製品に関する関税率は先進国平均で約四〇%引き下げられた。

(4) 条件として重要なのは、①こうした協定が締結されて以降は、域外国に対する関税など貿易障壁を高めないこと、②関税撤廃の対象となる品目が「実質的に全ての貿易」に及ぶこと（ある商品の関税は撤廃しながら、他の商品は関税を賦課することは回避すること）。②は、例えば大国が比較劣位にある本国産業を保護しながら、本国の輸出が促進されるような恣意的な関税同盟やFTAを形成することを防止する意味合いである。

(5) オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコの二二ヶ国。

(6) 二〇二一年九月一六日、中国はTPPへの参加を正式申請したと発表した。中国にはアジア環太平洋地域経済で主導権を握る狙いがあるが、加盟するには全ての加盟国の同意が必要なため、申請の手続きの円滑な進捗や最終承認は現時点では不透明である。TPPには、通商摩擦で対立する豪州、南シナ海領有権問題で対立するベトナムが加盟しているほか、加盟のハードルは既存の経済同盟の中で最も高いとされる。加盟には、①データ流通の透明性や公平性を確保する原則、②強制労働の撤廃や団体交渉権の承認等労働に関するルール、③国有企業への補助金撤廃や政府調達の内外無差別といった基準をクリアする必要がある。特に習近平政権となり、国有企業の優遇策は強まっているとされるなか、中国のTPPへの受け入れは困難ともいわれている。一方、日本をはじめ加盟国の中国への経済依存度は高く、TPP加盟を承認しない場合は中国市場へのアクセスを困難とする牽制的な動きも出てくる可能性がある。加盟国としては、TPP加盟原則の再確認、再加盟するかは不透明ながら米国との連携強化が必要となる。日本経済新聞二〇二一年九月一七日付等

- (7) ASEAN一〇ヶ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド。
- (8) Balassa, Bela A. [1962]. *The Theory of Economic Integration*. Allen and Unwin. London, pp. 1-3
- (9) 比嘉政茂「EUの労働移動と地域間格差」『経済環境研究 調査報告書』Vol.5 March 2017 四四頁
- (10) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一〇七、一〇九頁
- (11) 一九七〇年代初めに急落し、一九七〇年代後半に再度下落した。一九八〇年代前半は大幅に上昇したが、後半にかけて大きく下落した。一九九〇年代に入ると緩やかに下落したが、後半には再び盛り返し「強いドル」として、EU統合を側面から支えることになった。しかし、一九九〇年代後半は、東アジア、ロシア、中南米で通貨危機が起こり、通貨安定は脅かされた。
- (12) 為替平価（中心レート）は、加盟国の競争力などを勘案して決める。為替平価の上下二・二五％に各通貨相互に介入点を設定し、二通貨が介入点に達すると、相互の通貨で介入し変動幅を調整する。例えば、一九七五年当時、ドイツマルク（DM）がフレンチフラン（FF）に対し強くなり二・二五％乖離した場合、当時のドイツ連邦銀行はフランクフルト外国為替市場、フランス銀行はパリ外国為替市場に各々介入し、ともにマルク売り、フラン買いを行う。この時、マルクはフランに対し相場を下げ、乖離幅は二・二五％以内に抑制される。逆に、マルクがフランに対し弱くなり、二・二五％乖離した場合、両中央銀行はフラン売り、マルク買いを行い、乖離幅を二・二五％以内に抑制する。Monthly Report of the Deutsche Bundesbank, Mar. 1979, p.13-15. 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一〇九―一一頁
- (13) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第三版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月、一一八頁
- (14) https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_6142_en.pdf ユーエル・ヴェルナー（一九二二―二〇〇二年）は、元ルクセンブルグ首相。同国の財務相、文化相を歴任。
- (15) 通貨の完全かつ不可逆の交換性、為替変動幅の除去、平価の不可逆的固定、資本移動の完全な自由化などを内容としている。IMF固定相場制を前提として、EEC六ヶ国の為替変動幅を段階的に縮小し、その一〇年後に為替変動幅をゼロとする通貨統合計画である。
- (16) 経済・通貨同盟は、経済同盟と通貨同盟から構成されている。経済同盟は、①単一市場、②EU競争政策、③EU構造政策（地域政策）、④EUレベルのマクロ経済政策で構成され、それを前提として、統一通貨と単一中央銀行制度から成り立つて

いる。

(17) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一一二―一一三頁 当時のフランスの関心は、米国のドル切下げ活動に対する牽制であり、西欧統一通貨で対抗するという姿勢を示すこと、西ドイツに準備基金を拠出させ仏フランスの為替相場安定に使用することだった。これを「フランスのマネタリスト戦略」という。一方、西ドイツの関心は、フランスの動きに対応しつつ、経済政策が収斂した後に通貨統合をする、通貨統合の引き延ばしにあった。これを「西ドイツのエコノミスト戦略」という。西ドイツは、インフレ率の高いフランなどを介入で買い支えなければならず、マルク売りによってマネーサプライが増え、インフレの怖れがあった。「インフレの共同体」となるような通貨統合の受入れを西ドイツは拒否し、単独フロート制に移行したのである。

(18) スミソニアン協定で各国が対ドル相場を上下二・二五%以内を抑えることが合意されたが、この変動幅ではEC加盟国間の為替変動が過剰に大きくなる可能性があった(二つ通貨間で増価と減価が同時に起こると、最大九%の変動幅となる)。このような状況に対して、加盟国間で相互の為替相場を上下二・二五%以内(スミソニアン協定で規定された対ドル上下二・二五%の変動幅から導かれる上下四・五%よりも縮小)に抑えることで、過剰な為替変動を抑えるものとして「スネーク制度」が考案された。

(19) スネーク制に残留した国は、西ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク六ヶ国に後続して加盟したデンマーク、ノルウェー、スウェーデンのみとなった。英国、フランス、イタリアの三大国が離脱したのは、経済成長政策を採用したためであった。

(20) ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランドの八ヶ国。英国は不参加だった。

(21) 一九七九年から一九九八年までの間、EC及びEUで採用された、参加国の通貨の加重平均を取ったバスケット方式の通貨単位。ECUは実際に域内に流通する通貨でなく、法定通貨でもない。主に中央銀行間の決済、介入・信用供与の計算単位などに使われた。EMS発足時点のECUバスケットには、EC加盟国の九通貨が次の構成で組み込まれていた。

$IECU=0.828DM+0.0885\text{£}+1.15FF+1.09JH+0.286Dfl$ (オランダギルダー) $+3.66FB$ (ベルギーフラン) $+1.14FL$ (ルクセンブルグフラン) $+0.217DKr$ (デンマーククローネ) $+0.00759IP$ (アイルランドポンド)。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一一六頁

(22) EMS発足から一九八七年一月までに中心レート変更は計一回、うち七回は三通貨以上が参加する「一般的平価変更」だった。

たが、そのうち四回は一九八一年一〇月から一九八三年三月までの一年半に集中し、変動率も大きかった。

(23) 為替相場を固定するのではなく、為替相場政策における対象相手国と自国とのインフレ率格差を考慮に入れて、実質為替相場を安定化させるために、あらかじめアナウンスした固定の変化率で名目為替相場を変化させる制度。過去のインフレ率格差に基づいて変化させる場合と、計画されたインフレ率格差を下回る率で変化させる場合がある。

(24) 「ミッテランの実験」の失敗が明らかとなり、一九八二年六月にミッテラン社会党政権は、緊縮財政政策への転換に追い込まれた。ドロール財務相の指導下、厳しい緊縮政策(ドロール・プラン)が断行された。それ以降、フランスではインフレ率の抑止とフランの購買力維持(フラン高の維持)を最優先させる「競争的デイスインフレ政策」と呼ばれるマクロ経済政策が採用され、歴代政府の経済政策として堅持されることになった。当該政策は、①強いフラン(輸入価格の低下を通じたインフレ抑制)、②賃金抑制(賃金の物価スライド制の廃止、企業収益の回復)、③財政均衡(歳出抑制、特に一九九五年の抜本的社会保障改革「ジュベ・プラン」の断行)、④規制緩和(一九八四年の金融市場改革「プティ・パン」の実施、国有企業の民営化)を柱としている。

(25) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第三版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月、一二二、一二四頁

(26) 資本移動の自由化は、一九九四年にギリシャが資本移動制限を撤廃したのに伴い、域内で達成された。高い資本の移動性は、例えば通貨再調整への期待が発生しただけで、ヘッジファンドなどによる国境を越えた巨額投資が行われる可能性を有している。このため、一九八〇年代後半から、E.M.S加盟国は外国為替市場に介入するなど為替相場の安定重視の政策を推進した。為替レートの再調整は、徐々に回避されるようになった。

(27) 例えば、一九九二年九月に投機筋の英ポンドへの売り浴びせは激化し、九月半ばには上下二・二五%の変動制限ラインをを超えた(英ポンド危機)。九月一七日に英国は正式にE.R.M脱退を表明し変動相場制に移行した。E.R.M脱退以降も英ポンドは減価を続けたが、一連の売り浴びせ、安くなったところで買い戻すという取引は、ヘッジファンドなど投機筋に膨大な利益をもたらした。ジョージ・ソロス率いるヘッジファンドは、これにより一〇億ドルから二〇億ドルの利益を得たといわれている。しかし、英国の場合、ポンド危機以降金融緩和策に転じ、西欧他国に先駆けて景気回復に向かい、一九九三年から一九九四年まで景気は順調に拡大した。金融緩和による家計部門の耐久消費財支出の伸長、ポンドの減価による英国製品の価格競争力の向上と輸出の拡大が景気拡大を牽引した。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、二二〇―二二二頁

- (28) その際、英国とデンマークは通貨統合加盟義務を負わないオプトアウトを認められた。
- (29) 一九九四年にフランクフルトに欧州通貨機構 (European Monetary Institute: EMI) を設立し、EU 各国の中央銀行から人材を集めて ECB 創設の準備が始まり、一九九五年二月のマドリッド首脳会議では統一通貨の名称を「ユーロ」とすることで合意され、再び通貨統合機運が高まった。一九九八年五月には一ヶ国のユーロ加盟が決定し、その翌月に ECB がフランクフルトに創設されるに至った。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一三四頁
- (30) 当時、現金は加盟各国の銀行券や硬貨がそのまま使用されたが、ユーロと各国通貨の等価を確保するため、一九九八年二月末日の ECU レートを参考に、一ユーロ＝一・九五五八三マルク、六・五五九五七フレンチフランとといったように、六桁の固定換算率が定められた。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月、一三六頁
- (31) ユーロ加盟国の通貨単位は一九九九年一月一日以降も使われ続け、欧州中央銀行制度 (European System of Central Banks: ESCB) は各国紙幣とユーロの交換義務を請け負った。大企業では一九九九年の導入時からユーロを使用するものが多く、中小企業の多くは引き続き自国通貨を使用した。ユーロ紙幣・硬貨は二〇〇二年一月一日に導入され、各国の通貨・硬貨は二〇〇二年七月一日まで流通した。二〇〇二年七月一日以降、EMU 加盟国の通貨は完全にユーロに統一され、米ドルと並ぶ基軸通貨としての地位を目指すことになった。
- (32) EU 加盟国以外にも、モナコ、バチカン、モンテネグロなどユーロを使用する国・地域が存在する。
- (33) 外務省「EU における通貨統合」二〇二〇年六月二十九日 https://www.mofa.go.jp/mofaj/areaeu/euro_gaiyou.html
この四条件は、マーストリヒト条約第一〇九 j 条で、経済・通貨同盟第三段階 (為替レートの固定) に移行するための条件として明記されている。経済・通貨同盟は、欧州通貨統合を進めるための計画案「ヴェルナー報告」に基づく同盟だが、ヴェルナー報告は、第一段階：政策調整、第二段階：欧州通貨基金、第三段階：為替レートの固定を行うという段階を提示していた。マーストリヒト条約第一〇九 j 条条文は、次の URL を参照。 https://en.wikisource.org/wiki/Treaty_on_European_Union/Title_II_Provisions_Amending_the_Treaty_establishing_the_European_Economic_Community_with_a_view_to_establishing_the_European_Community
- (34) 物価 (インフレ率)、金利、為替相場の間には密接な関係がある。名目金利は実質金利とインフレ期待の和であり、購買力平価のための為替相場は物価変動と連動する。統一通貨が採用されれば、域内の為替レートは半永久的に固定されるため、為

替レートの調整による政策手段では不均衡を調整できなくなる。また、金利も単一であるため、加盟国のインフレ率がまちまちであると政策当局の政策対応が難しくなる。統一通貨が導入される前に三つの要素が収斂し、かつ持続することは必要不可欠であった。

- (35) 例えば、イタリアは、伝統的にカトリックが根をはり、マフィアを後盾として共産党が強く、労働運動が盛んな国柄であった。北部と南部の経済格差が大きく、また国有企業が多く官僚統制の強い混合経済を採用する国であり、経済社会の構造改革は遅れ気味だった。それが、一九九〇年代初頭の冷戦終結やユーロの誕生で様変わりし、一九九五年の憲法改正で第二共和政に移行すると、社会国家から連邦制国家に変貌した。また、北部・中部に集積立地する自動車部品、機械、エレクトロニクス、アパレル・皮革といったセクターの中小企業群が高度経済成長を牽引した。しかし、一九七〇年代の二度にわたる石油危機で経済は危機的状況に陥り、一九八〇年代半ばには、財政赤字の増大、労働コストの急騰、EMS加入によるリラの過大評価(リラ高)が重なり、国際競争力は低下、構造的不均衡が拡大した。こうした状況の改善に向け、一九九二年、検察当局が脱税、収賄、マフィアとの癒着を追及、戦後、イタリア社会党と連立で政権を握り続けたキリスト教民主党の多数の政治家、官僚、財界人が摘発された。それにより劇的な政界再編が実現し、フォルツァ・イタリア(中道右派)、オリブの木(中道左派)の政党連合が生まれ、以後左右間の政権交代が常態化した。混合経済の見直しも進み、一九七〇年代半ばに鉱工業・建設・公益事業の生産高で約二〇%、雇用で一四%、投資で三四%を占めた国营企業の民営化が実施された。また、一九八〇年に二〇%超のハイパーインフレを経験した後、ユーロ加盟に向けてインフレ抑制が政策上の至上命題となった。一九九六年四・〇%に急降下し、二〇〇〇年代に入ると二%台で推移した。さらに、一九九二年に社会党政権がリラを大幅に切り下げて緊縮財政を断行、一九八〇年代にGDP比平均一〇%を超えた財政赤字は、一九九六年七・〇%、一九九九年には二・二%に急減した。
- (36) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月、一三四―一三五頁
- (37) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一一年一〇月、一二四―一二五頁
- (38) 政策理事会は、六名のECB役員会メンバーと各国中央銀行総裁二名から形成され、他のいかなる機関からも干渉されない。役員会は、総裁、副総裁及び四名の理事から構成される。

(39) https://www.ecb.eu/objfororganisation_and_operation_of_the_european_central_bank-en-933075be-51bc-4547-83c8-e7272775f042.html

- (40) EU加盟国の中央銀行は、各国の人口比、GDP比で算出される資本金を払い込み、ECBの運営にあてて。加盟国中央銀行は実質的にECBの株主的な立場である。
- (41) 第一次世界大戦後にハイパーインフレーションを経験したドイツのインフレーションに対する危惧が反映されている。そのような歴史的経験から、ドイツでは、伝統的に政策の最優先事項は雇用よりもインフレーションの防止にある。
- (42) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第三版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一三一―一三二頁
- (43) ECBホームページ <https://www.ecb.europa.eu/mopo/intro/html/index.en.html>
- (44) Akerlof, G.A. [1970], *The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism*, *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, No.3, pp. 488-500
- (45) 情報の非対称性は、商品の売り手と買い手の間だけに存在するのではなく、同じ買い手であっても一部の買い手が他の買い手よりも多くの情報を持つことがある。例えば、一部の買い手は、その商品を何度も取引することで、より多くの情報を得られることがある。
- (46) ジョゼフ・E・スティグリッツ／カール・E・ウォルシュ「入門経済学 第四版」荻下史郎・秋山太郎他訳 東洋経済新報社 二〇一二年四月、二二五―二三〇頁
- (47) 荻下史郎「非対称情報の経済学 ステイグリッツと新しい経済学」光文社新書 二〇〇二年七月、八三―九四頁
- (48) 荻下史郎「非対称情報の経済学 ステイグリッツと新しい経済学」光文社新書 二〇〇二年七月、九四―一二二頁
- (49) ワシントン・コンセンサスは、もともと国際経済研究所の연구원で国際経済学者のジョン・ウィリアムソンが、一九八九年に発表した論文の中で定式化した経済用語である。一九八〇年代を通じて先進諸国の金融機関と国際通貨基金(IMF)、世界銀行を動揺させた中南米諸国、一部東欧諸国の累積債務問題との取り組みにおいて、①財政赤字是正、②補助金カットなど財政支出の変更、③規制緩和、④金利の自由化、⑤競争力ある為替レート、⑥貿易の自由化、⑦直接投資の受け入れ促進、⑧国営企業の民営化、⑨規制緩和、⑩所有権法の確立を「最大公約数」の政策として抽出し、列記したものである。累積債務問題の解決するために、そのリスケジュールや追加融資の条件として債務国の自助努力を求めたIMFの債務削減戦略が、ワシントンに集まる世界銀行、米政府、経済学者の間でひとつのコンセンサスになったものである。一九八九年にこれが整理・要約されたことよって、ウィリアムソンの意図とは離れて独り歩きを始め、広く新自由主義的経済政策のシンボルとして、様々な経済学者や政治家によって使われることになった。盛真依子「ワシントン・コンセンサスの諸問題とその克服への道」『岡

山大学経済学会雑誌」第三九巻三号 二〇〇七年、一二四―一二五頁

(50) ジョゼフ・E・スティグリッツ「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」鈴木主税訳 徳間書店 二〇〇二年五月、三四―三九頁

(51) ジョゼフ・E・スティグリッツ「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」鈴木主税訳 徳間書店 二〇〇二年五月、一八六―一八七頁

(52) 例えば、認定NPO法人「環境文明21」会報二〇一七年四月号 <http://www.kanbun.org/kaze/1704.html>

(53) 中南米等の累積債務問題が顕在化する以前から、米国には自由主義の名の下に、発展途上国に対し結果的に当該国の経済や国民生活を混乱させる政策を推し進めようとする動きがあった。その代表的なものに、ミルトン・フリードマンを中心とするシカゴ大学一派が提唱した新自由主義政策がある。一九七〇年代、「ショック療法が必要だ」と説き、自由主義経済システムを途上国に導入しようとしたのが、ハンガリー出身のユダヤ系米国人経済学者のフリードマンだった。彼の有名な言葉に「真の変革は、危機状況によってのみ可能となる」というものがある。そうした危険なシステム、思想を提唱したにもかかわらず、それが功績と見なされて、フリードマンは一九七六年にノーベル経済学賞を受賞している。フリードマンは、自らが籍をおくシカゴ大学経済学部で、「シカゴ・ボーイズ」というグループを形成し、その卒業生たちを使って、世界各国で発生した経済危機や政変、戦争、災害といった「ショック」に乗じて、新自由主義経済の導入を推し進めた。シカゴ・ボーイズには、各国の中央銀行、世界銀行や国際通貨基金（IMF）といった国際機関で要職にある者が多数属していた。彼らの考えた政策は、まず、様々なショックに伴い人々がパニックに陥ると、それに乗じて新自由主義政策を導入、国際金融資本がその国から「火事場泥棒」的に資産を奪っていく、というものだった（火事場泥棒的な政策行動をカナダの作家・ジャーナリストのナオミ・クラインは「ショック・ドクトリン」と呼んだ）。さらに彼らはその危険な経済システムを世界に広げることを目論んだのである。自由主義世界にあつて、一部の経済エリートによつて共産主義と同じ体制がしかれようとした。シカゴ・ボーイズが行つた自由主義化政策の代表例として、「チリ・プロジェクト」があつた。一九五六年、米政府の呼びかけにより、チリ・カトリック大学のエリート学生をシカゴ大学経済学部を送るプロジェクトがスタートした。卒業生たちは、母国チリのピノチェト將軍によるクーデター政権下で 経済閣僚、官僚に就任し、「チリ経済の復興策」として、市場自由化と国営企業の民営化を進め、チリの国家資産を外資に売却することに奔走するようになった。その政策推進に批判的な国民には、誘拐、拷問などの人権弾圧が行われた。ショック・ドクトリンの結果、チリ経済は悪化し対外債務は拡大した。失業率は三〇%（前政権時代の一〇倍）となり、国民の大半にとつてこのショック療法は大失敗に終わった。一方、一部のエリートは短期間で莫大な利益を得ること

になった。多くのメディアは、こちらの部分だけを報道してシカゴ・ボーズの試みの結果を「チリの奇跡」と称賛し、以後も新自由主義者や国際金融資本は、第二、第三のチリを世界中で探したのである。ナオミ・クライン「ショック・ドクトリン」幾島幸子・村上由見子訳 岩波書店 二〇一一年九月、六七―九九頁

(54) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一一―頁

(55) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一三七―一三九頁 ステイグリッツは、債務危機時のギリシャを例に、特に貧困国の「当事国主体性」の弱さを説明している。二〇一一年、多額の財政赤字を抱えたギリシャのパンドレウ首相が、ドイツから押し付けられた緊縮財政プログラムの賛否を国民投票で問おうとした際、首相としては、ユーロを重視するギリシャ国民が欧州の一部として残留することを希望するならば、痛みと屈辱を進んで受け入れてくれると考えていた。国民投票の是認があれば、プログラムの当事国主体性が高まり、国民の協力でプログラムの効率的な執行が可能になると考えた。しかし、当該プログラムが外部からの強制だと知るや、国内ではそれを回避する動きが勢いを増し、二〇一五年一月には反緊縮財政を掲げる左派のチプラス政権が誕生した。同政権にはさらに厳しい条件が付きつけられた。ギリシャの債務再編は不可避と国際通貨基金（IMF）が発言したにもかかわらず、ドイツはこれを無視し、二〇一八年度の基礎的財政収支の黒字が三・五％という必須条件を押し通した。これは事実上、ギリシャの不況が確実に継続することを示していた。

(56) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一一―四一―一五頁

(57) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、八二―一八八頁、二二三―二二八頁

(58) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、二二五―二二八頁 標準的な経済理論では、労働力の自由な移動が認められれば、必ず労働者は収益が最大となる場所に移動する。賃金と労働者の限界生産性が等しい場合も、おおむね労働者は賃金が最大となる場所に移動する。しかし、現実には個人が関心を持つのは、あくまで税引後の賃金であり、税引後賃金を左右するのは、自らの限界生産性と税金である。そして、税金の水準を左右する要素の一つは、継承された債務から生じる負担である。二〇〇〇年代初頭のアイルランド、ギリシャ、スペインなどは巨額の累積債務に直面していた。そうした状況下、限界生産性が同一ならば、高債務国から低債務国への移住を引き起こす。移住者の増加に伴い、労働力の移住は加速され、効率的な資源配分はさらに遠のくことになる。

- (59) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、七七頁、八六―八九頁
- (60) ギリシャについて、放漫財政、四割にのぼるアングラ経済、縁故資本主義 (crony capitalism) という独特の悪弊が指摘されてきた。同国労働人口の四分の一を公務員を占めるが、縁故での公務員採用は日常茶飯的に行われていた。こうした悪弊は、四世紀にわたるオスマントルコによる支配（一四五三―一八二二年）の遺制といえる。小規模な同族経営や自営サービス業中心の経済構造も、「脱税天国」を生んだ背景の一つであった。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、三六六―三六七頁
- (61) ギリシャは戦後、オーストリア以東に位置する唯一の非共産国家として、地政学上の地位が重視された。北大西洋条約機構 (NATO) の基地がおかれ、米国からの援助や投資が増えた。一九六七年の軍事クーデターでEU加盟は大幅に遅れ、一九七四年の民主政治への移行を待ち一九八一年に実現した。同国は、一九八〇年代に一時社会主義化を進めたこともあり、EU主要国にとって、ギリシャは早期にEUやユーロに加盟させなくてはならない国家の一つだった。田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、三六四―三六五頁
- (62) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、七七頁、八八―八九頁
- (63) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、七七頁、一六一―一七頁
- (64) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一一七頁
- (65) 例えば、経済が正しく機能する仕組みについての違いは、緊縮財政の分野で最も顕著に顕れる。不況時に財政赤字が生じている国が健全な状態に復帰するには、歳出を切り詰めるのか、税金を引き上げるのか、論争が生じ得る。経済観の違いから影響を受ける論争は、緊縮財政やインフレなどマクロ経済に関連するものだけではない。例えば、新自由主義者は、政府は比較優位性のある分野だけに集中し、その他は民間に任せるべきとして民営化を主張したが、実際のところ政府が比較優位性を持つ分野を特定するのは容易なことではない。過去の事例を見ても、国营企業が民営化して効率性を向上させたという確たる証拠はほとんどない。ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一一〇―一一二頁
- (66) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一一八―

- 一一九頁
- (67) 翁邦雄「金融政策のフロンティア」『国際的潮流と非伝統的政策』日本評論社 二〇一三年一月、二〇二一―二〇三頁
- (68) 翁邦雄「金融政策のフロンティア」『国際的潮流と非伝統的政策』日本評論社 二〇一三年一月、二〇三一―二〇四頁
- (69) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、七九―八〇頁
- (70) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一七四―一七六頁
- (71) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、六三頁
- (72) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、七〇頁
- (73) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、三五―三頁
- (74) 構造改革案としては、①完全な銀行同盟（共通の金融監督体制に加え、単一の破綻処理手続き、預金保険制度を整備する）、②債務の相互化（ECBがユーロ債の発行で資金を調達し、ユーロ圏全体が債務を保証し、調達資金は加盟各国に又貸しする仕組みの導入）、③安定化のための共通の枠組み（マーストリヒト条約の収斂基準の改革、欧州安定のための連帯基金、不況時に自動的に支出増を行う「革新的な自動安定化装置」の導入）、④真の収斂政策（経常収支黒字の抑制、黒字国における賃金引上げと拡張的財政政策）、⑤欧州全体の完全雇用と成長の促進（インフレ抑止というECBの役割に完全雇用、成長促進、経済安定化を加えるなど、マクロ経済改革を進める）、⑥欧州全体の完全雇用と成長の保証（経済全体を適切に機能させるため金融システムが本来あるべき役割を確実に果たすこと、コーポレートガバナンスの改革、米連邦破産法第一章の欧州版「スーパーEU破産法第一章」の整備、環境投資の促進）、⑦繁栄の共有という約束（富裕国と貧困国の不平等是正に向けた制度改革、税金引下げ競争など「底辺への競争」の抑制、国籍や居住地に関わらずEU市民としての個人にEUレベルで課税を行うこと）、が提案されている。なお、上記①の「完全な銀行同盟」に向けては、二〇二二年六月、ユーロ圏首脳会議が、ユーロ圏・EUレベルに、単一銀行監督メカニズム（SSM）、単一破綻処理メカニズム（SRM）、共同の預金保険制度（DGS）の三制度を伴う銀行同盟（Banking Union）を創設することと合意している。ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、三五―三九頁、田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治「現代ヨーロッパ経済第五版」有斐閣アルマ 二〇一八年三月、一五七―一六〇頁
- (75) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、三九―

三九三頁

- (76) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、四二二—四二七頁

(77) 貿易不均衡が起る原因は名目為替レートの硬直性に由来する実質為替レートの硬直性である。硬直的な実質為替レートの調整を行う作業を、賃金と物価の下落を通じて赤字国に負担させるよりも、黒字国が財政政策と賃金政策など特定の政策を実施し、賃金と物価の上昇を通じて黒字を解消する。ステイグリッツは、赤字国による赤字解消コストと黒字国による黒字解消コストを比較すると、後者の方がはるかに小さいと考えている。

- (78) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、三九四頁

- (79) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、四〇九—四一〇頁

- (80) ジョゼフ・E・ステイグリッツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、四一七—四一八頁

- (81) ユーロ加盟国がユーロから離脱しながらEU加盟国に留まることの可否は、法的には明らかにされていないが、ECBの資料「Withdrawal and Expulsion from the EU and EMU」(https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1517760)によれば、「法的には考えられない (legally inconceivable)」とである。EU基本条約の下では、全てのEU加盟国にとり通貨統合に参加することは義務とされている。通貨統合に参加するEU加盟国がそこから離脱することは、二〇〇九年一月発効のリスボン条約(EU基本条約の修正条約)で規定された義務に関する重大な違反ということであり、同条約からの脱退を迫られることもある。なお、EU加盟国にはユーロに加盟していない国が存在する。そのうち英国とデンマークは、欧州連合条約の発効時オプトアウト(例外措置としてオプショにより対象外となること)が同条約議定書により認められた。スウェーデンなどユーロ非加盟国は、加盟のための収斂条件を満たしていないとして加盟していない。収斂条件を満たす限り、英国とデンマーク以外は、法的には全てユーロに加盟する義務がある。久保宏正・吉井昌彦「EU統合の深化とユーロ危機・拡大」勁草書房 二〇一三年三月、二八—二九頁

- (82) マンデルは、「最適統合理論の父」と呼ばれ、当該理論をもつてユーロの構築の道筋を開いたことから、「ユーロの父」ともいわれる。

- (83) OCA古典理論は、マンデルの理論に続き、一九六三年にロナルド・マッキノン(元スタンフォード大学教授)が別の理論

を提示し、一九六九年にピーター・ケネン（コロンビア大学教授及び学長、プリンストン大学教授を歴任）が批判的に検討してさらに別の理論を提唱した。一九六〇年代の三つの理論が、OCAの古典理論である。後述するポールドウインらは、古典理論を再編成した上で、それを超える基準を「政治的基準」として一括した。これによって、二〇〇六年、OCA理論を一つのフローチャートにまとめること成功した。

- (84) 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」OCA理論は生き残れるのか」『熊本学園大学経済論集』第二卷三十四号、二〇一六年三月、八七―八八頁

(85) ロナルド・マッキノンとは、開放度の高い経済を持つ諸国の集合であれば、OCAになり得ると主張した。経済開放度の高い国が貿易収支赤字になって為替相場を切り下げても、輸入価格の上昇により短期間に物価上昇となり、為替相場切下げの効果は短期間しか続かない。そのような諸国は為替相場を切り下げのよりも、固定相場制あるいは共通通貨制を採用し、金融・財政政策によって経済安定を図る方が合理的であると問題提起した。田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」OCA理論は生き残れるのか」『熊本学園大学経済論集』第二卷三十四号、二〇一六年三月、八九―九〇頁

(86) Mundell, R. A [1961], "The Theory of Optimum Currency Areas", *American Economic Review* 51, pp. 41-60 マンデルの理論の要点は次の通りである。統一通貨からなる通貨圏と複数の通貨を含む通貨圏では、経済調整の方法に大きな違いがあるが、それはどこから生じるのか。マンデルは、完全雇用、国際収支均衡の状態にある二つの経済主体（A、B国）の単純なモデルを用いてこの違いを説明した。B国の財からA国の財に需要がシフト（A国のある製品への需要がB国からの輸入から自国調達にシフト）した場合、B国の輸出は減少（A国の輸入は減少）し対外不均衡が生じるとともに、当該財産業における失業とA国におけるインフレ圧力を生み出すが、この時調整が必要となる。両国の間に生産要素（資本と労働力）の移動がない場合、変動相場制を採用するのが効果的である。貿易収支の不均衡によって、B国通貨は増価、A国通貨は減価し、B国の対外不均衡は是正されるとともに、金融財政政策を通じ、B国は不況対策と失業減少、A国はインフレ抑制が可能となる。しかし、両国に生産要素の移動があった場合は、共通通貨を採用するのがよい。B国からA国に資本と労働力が移動し、A国のインフレ圧力を抑制し、B国の不況を是正することになる。このようにマンデルは、通貨圏が複数の独立通貨を用いている、共通通貨を用いているいずれの場合でも、加盟国間の収支不均衡を修正するのであれば、完全雇用と物価安定のどちらかを犠牲にしなければならぬことを示した。

(87) 例えば、テキサス州の石油産業、ミシガン州（五大湖周辺）の自動車産業、ニューヨーク州やマサチューセッツ州の金融業、中西部諸州の農業など。

- (88) 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」『熊本学園大学経済論集』第二巻三十四号、二〇一六年三月、九一頁
- (89) Baldwin, R and Wyplosz, C. [2012]. *The Economics of European Integration*, 4th edn, New York McGraw Hill
- (90) 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」『熊本学園大学経済論集』第二巻三十四号、二〇一六年三月、九〇―九一頁
- (91) 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」『熊本学園大学経済論集』第二巻三十四号、二〇一六年三月、九二頁
- (92) EMS加盟国の間では、将来EMSから経済通貨同盟(EMU)に移行し、さらに単一市場を形成するという認識が共有されてきた。一九九二年には、EC単一市場が完成した。
- (93) 田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」『熊本学園大学経済論集』第二巻三十四号、二〇一六年三月、九三頁
- (94) 生産要素の移動性では、特に国境を越えた労働力の移動の自由と賃金の伸縮性が高いことが重要となる。何らかのショックにより、ある国だけが不況に陥り雇用量が減少した場合、労働力の移動が自由であれば、労働力は不況の国より好況の雇用機会のある国に移動する必要がある。雇用量や賃金の不均衡は、労働力の移動と賃金調整を通じて是正される。また、貿易面において経済開放度を重視する考え方は、非対称的なショックにより、ある国で総需要が増加し、他の国で総需要が減少しても、各々の財の輸出又は輸入を通じて需要ショックは吸収されるというものである。田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機」『熊本学園大学経済論集』第二巻三十四号、二〇一六年三月、八九、九三頁
- (95) 二〇一一年、当時のECB総裁だったジャンククロード・トリシェは、「EU財務省案」を提案した。これは、汎欧州型の中央銀行ECBに加え、汎欧州型の財務省を設立する案であり、欧州の危機克服のために統合を一層進めることを主張したものであった。近年の金融危機後、先進主要国では危機再発防止に向けた金融規制改革が国際レベルで進められたが、その中で欧州の金融監督制度の強化・拡充に向け、二〇一二年六月のEU首脳会議(欧州理事会)において銀行同盟が創設された。これは、銀行の監督権限という国家主権の重要な部分をEU(具体的にはECB)に移譲するものであり、EU統合は格段に深化したといえる。その場合、EU財務省を設立することによる「財政同盟」設立は、将来視野に入ってくる検討事項である。久保宏正・吉井昌彦「EU統合の深化とユーロ危機・拡大」勁草書房 二〇一三年三月、五頁、三一―三三頁
- (96) ベルギー、オランダは六〇%台、ドイツ二五%に対し、イタリアとスペインは一四%、フランスは一二%、ギリシャはわず

- か6%だった。田中素香「最適通貨圏の理論とユーロ危機〜OCA理論は生き残れるのか〜」『熊本学園大学経済論集』第二卷三十四号、二〇一六年三月、九四―九五頁
- (97) 経済産業省「通商白書二〇二〇年版」、四五頁
- (98) 二〇一六年時点において、ステイグリティツは、「ユーロ圏のインフレ調整後GDP成長率は、ほぼ一〇年間停滞してきた」として、EU形成による経済的な成果には疑問を呈していた。二〇一五年度のGDP成長率は、金融危機直前の二〇〇七年の水準をわずか〇・六%上回っただけであった。経済大国ドイツでさえ、二〇〇七年以降のインフレ調整後GDP成長率は、二〇一五年までの年平均で〇・八%しかなかった。近年未曾有の金融危機の震源地となった米国の経済回復力はユーロ圏とは段違いに力強く、二〇〇七年から二〇一五年の工業生産は、ユーロ圏が横ばいだったのに対し、ほぼ一〇%の伸びを示した。ジョゼフ・E・ステイグリティツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、一四四―一四七頁
- (99) ジョゼフ・E・ステイグリティツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、六〇頁
- (100) 小沢健二「NAFTA一〇年の農業政策がカナダの農業に与えた影響」農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告書」二〇〇四年、五三―五六頁 例えば、経済統合形成後一〇年間だけでも、一九九四年の米加小麦貿易紛争、一九九五年の酪農・家禽・卵・大麦・マーガリン紛争、一九九七年から二〇〇〇年にかけての酪農紛争といった貿易紛争が米加間で起こり、その紛争処理はしばしば暗礁に乗り上げた。
- (101) カンボジアでは、二〇〇〇年以降、大臣会議の建造物、第二チュロイチョンヴァー橋、国道七・八・九号線などが中国の支援により建設された。その後も中国のODA援助額は増加しており、最近では二〇二三年開催予定の東南アジア競技大会向けの大規模スタジアムの建設、プノンペン―シハヌークビル間の高速道路建設計画など大規模プロジェクトが進められている。ミャンマーは中国にとり「海のシルクロード」建設の重要基点であり、二〇一〇年代には、西部ラカイン州チャウピュー経済特区を開発した深海港の建設、同港から雲南までを結ぶ天然ガス・石油パイプラインの建設が行われた。ラオスでは、二〇二一年の運行開始を予定する中老鐵路（中国ラオス鉄道、雲南省―ビエンチャン）の建設などが行われている。
- (102) ジョゼフ・E・ステイグリティツ「ユーロから始まる世界経済の大崩壊」峰村利哉訳 徳間書店 二〇一六年九月、六一―六二頁
- (103) 超国家主義的な欧州統合が戦後に開始されたのは、複合的な要因からである。第一に、米ソ超大国の登場である。欧州は、米ソという二大国に挟まれる形で、国際的な地位の埋没の危機にあった。そうした状況からの脱却を模索するなかで、戦前と

⑩4

は異なる欧州統合手法が採用された。第二には、欧州内部からの動きである。ジャン・モネに見るような個人的思想や国家の政策が反映されたこと、ナチス・ドイツに代表される極端なナショナリズムへの反省が、欧州という枠組みでの共同体結成に各国を向かわせた。久保宏正・吉井昌彦「EU統合の深化とユーロ危機・拡大」勁草書房 二〇一三年三月、八―九頁

TPPが政治的統合であれば、社会主義国家は加入できないが、TPPには（社会主義国家である）ベトナムも参加している。現在注目される東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも、中国のほか、ベトナム、ラオスなど社会主義国家が参加している。これはひとえに、TPPやRCEPが政治的な協定ではなく、経済協定だからである。加盟国は政治的に独立しており、例えば難民受入れの判断を迫られても、それは各国が自らの国民性や経済力によって決めるのであって、TPPなりRCEP全体の問題とはならないはずである。